

介護情報の電子的な共有の仕組み及び 介護被保険者証の電子化の実現に向けた 調査研究業務等一式

基本方針書（2.00版）

令和6年3月28日

目次

1. 本書の位置づけ、用語の定義

1.1 本書の位置づけ

1.2 用語の定義

2. 本事業の対象範囲と方向性

2.1 本事業の背景と目的

2.2 調査対象とする介護保険業務の範囲

2.3 電子化・共有対象とする情報の考え方

2.4 本事業における関係者のメリットの整理

3. AsIs・ToBeにおける業務フロー

3.1 業務フローの概要

3.2 AsIs・ToBe業務におけるデータフロー

4. システム構成概要図及び連携方式

4.1 次期システム構成概要図

4.2 介護情報共有のための連携方式概要図

4.3 介護情報共有等実現に向けたネットワーク図

5. 全体スケジュール

別紙01_業務全体一覧及び業務関連図

別紙02_介護情報基盤で扱う情報の整理と利活用方法

別紙03_AsIs業務におけるデータフロー

別紙04_ToBe業務におけるデータフロー

別紙05_介護DXシステム別スケジュール案

1. 本書の位置づけ、用語の定義

- 1.1 本書の位置づけ
- 1.2 用語の定義

1.1 本書の位置づけ

介護保険分野における、介護情報連携に係る現状は以下のとおりである。

- 現在、利用者に関する介護情報等(介護レセプト情報、要介護認定情報、LIFE情報、ケアプラン、主治医意見書等)は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護・医療事業者内での共有、自治体の介護保険事業運営における活用が電子的に可能になっていない。
- 厚生労働省データヘルス改革工程表に基づき、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、医療(介護を含む)全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設することが求められていることを踏まえ、具体的な介護情報基盤整備の在り方を検討することが必要である。

また、介護被保険者証についての現状は以下のとおりであり、

- ・ 65歳到達時に保険者が被保険者に一斉送付をする
- ・ 認定申請や変更申請等の時に、被保険者が保険者に被保険者証を提出して必要な情報の記載・返付をうける
- ・ サービスを受ける時に、認定者が介護事業所等に被保険者証を提出する

など、介護被保険者証が、被保険者、保険者、事業所等の間でやりとりされている状況である。関係者の利益に資するよう、電子化について検討していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、厚生労働省では、介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現を構想している。

本書は、介護保険事務に係る現行業務、既存システムの調査や関係機関のシステムとの整合や運用移管に係る検討を踏まえ、「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究業務等一式」(以下、「本事業」という。)にて作成する、介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた基本方針を示す資料である。

本書で示される業務フローやシステム構成概要図等の方針に基づき、本構想実現に関わる各関連システムの業務要件定義書及びシステム要件定義書が作成されるものとする。

1.2 用語の定義(1/2)

本書で使用される各用語の定義を以下に示す。

No	用語	説明
1	国民健康保険団体連合会	国民健康保険法の第83条に基づき、会員である保険者が共同して、その目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された公法人。
2	国民健康保険中央会	国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を目的とした団体。
3	社会保険診療報酬支払基金	健康保険制度における診療報酬などの審査支払について、医療保険者等の委託を受けて実施する審査支払の専門機関。また、国民健康保険中央会とオンライン資格確認システムの運営主体を構成する団体。
4	オンライン資格確認等システム	マイナンバーカード及び保険証を用いた資格確認機能。医療機関等からの電子証明書や被保険者番号（オンライン確認用）に基づきオンライン資格確認の回答（資格情報等）を医療機関等に送信するシステム。
5	医療保険者等向け中間サーバー	医療保険者等に加加入する国民の資格情報、給付情報等を副本として管理し、他機関からの情報照会に対して情報（副本）の提供を行うシステム。
6	運用支援環境	医療保険者等に対する支援のための機能等、医療保険者特有の要件に基づき構築するシステム。
7	介護サービス情報公表システム	介護サービス介護サービスを利用しようとしている者による事業所選択を支援することを目的として、日本全国の約21万か所の「介護サービス事業所」の情報をインターネット等により公表するシステム。
8	電子申請届出システム	介護サービス事業所の指定申請等に係る申請書類のオンライン申請システム。介護サービス情報公表システムを利用している。
9	介護保険総合データベース	以下2つの機能を有するシステムの総称。 <機能1> 全国市町村等の認定ソフト2021 から送信される認定結果データや、全国市町村等の地域診断支援情報送信ソフトから送信される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ、国保連合会へ提出される介護レセプト等情報、科学的介護情報システムで収集されるデータ等を匿名化して収集し、データベースに一元管理するための機能。一元管理されているデータは、国民や全国市町村等への公表を目的とする、見える化システム等へ提供される。 <機能2> Web サイト（認定支援ネットワーク）による報告データの集計結果等の掲示、厚生労働省、介護保険総合支援センター等からのお知らせやFAQ の掲示等を行い、全国市町村等及び厚生労働省の要介護認定業務を支援する。

1.2 用語の定義(2/2)

No	用語	説明
10	科学的介護情報システム (LIFE)	介護施設・事業所において記録されているサービスの利用者の状態やケアの計画・内容についてのデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システム
11	ケアプランデータ連携システム	現行業務において、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステム
12	審査支払等システム	介護給付費等に係る審査支払業務を行うシステム
13	電子請求受付システム	介護給付費等に係るレセプト請求をオンラインで受け付けるためのシステム
14	共通ログイン基盤	介護情報基盤の整備に伴い、事業所の利便性向上を目的として開発を進めている、共通のID/パスワードでのログインを可能とする認証システム
15	Public Medical Hub (PMH)	デジタル庁が令和5年度の先行利用に向けて開発予定の共通機能。自治体及び医療機関との連携機能を持つ。
16	PMH-ID	PMHとの連携において用いられる紐付番号。
17	介護保険資格確認等Webサービス	介護事業所が被保険者情報を介護情報基盤と連携する際に用いるシステム
18	介護情報基盤	令和8年度の本格運用移行、被保険者の介護情報を集約させる基盤
19	介護保険事務システム	自治体が介護保険業務を行うにあたり使用する事務システム。※介護保険システムとも呼ぶ。

2. 本事業の対象範囲と方向性

- 2.1 本事業の背景と目的
- 2.2 調査対象とする介護保険業務のスコープ
- 2.3 電子化・共有対象とする情報の考え方
- 2.4 本事業における関係者のメリットの整理

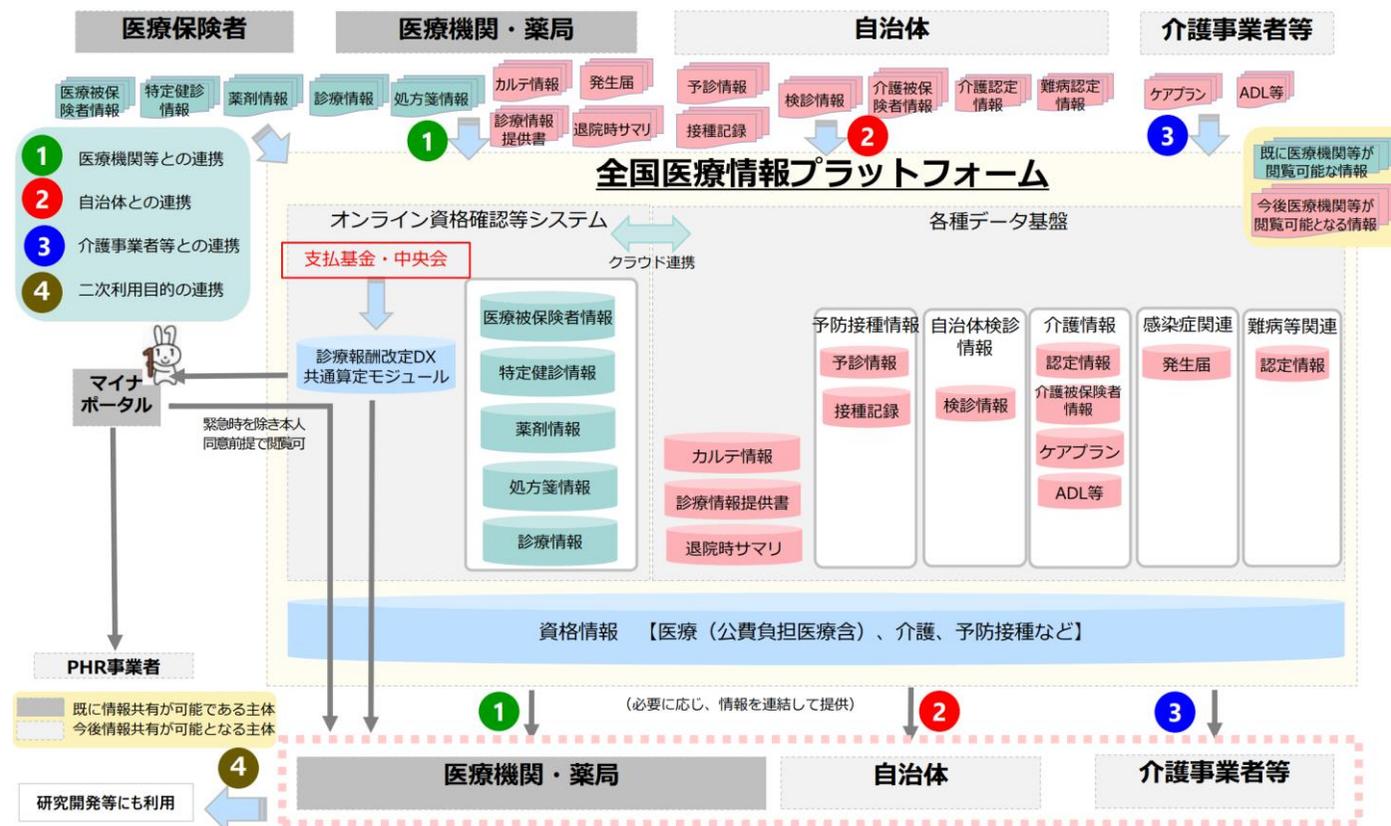
2.1 本事業の背景と目的 ①介護情報の電子的な共有

【介護情報の電子的な共有の仕組み実現に係る課題】

- 現状、利用者に関する介護情報等(介護レセプト情報、要介護認定情報、LIFE情報、ケアプラン、主治医意見書等)は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が可能になっていない。

【介護情報の電子的な共有の仕組み実現に係る方向性】

- **自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、本人確認・同意を行ったうえで、利用者に関する介護情報を電子的に閲覧できる仕組み（情報基盤）の整備を構想する。**



出所) 第2回「医療DX令和ビジョン2030」【資料1】タスクフォースにおける検討の進捗状況等について

2.1 本事業の背景と目的 ①介護情報の電子的な共有

- 介護情報の電子的な共有の仕組みについて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）として令和5年5月12日に成立、5月19日に公布された。医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進することを目的とし、介護情報を電子的に共有できる情報基盤の整備については、保険者である市町村が実施主体となり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付けられている。

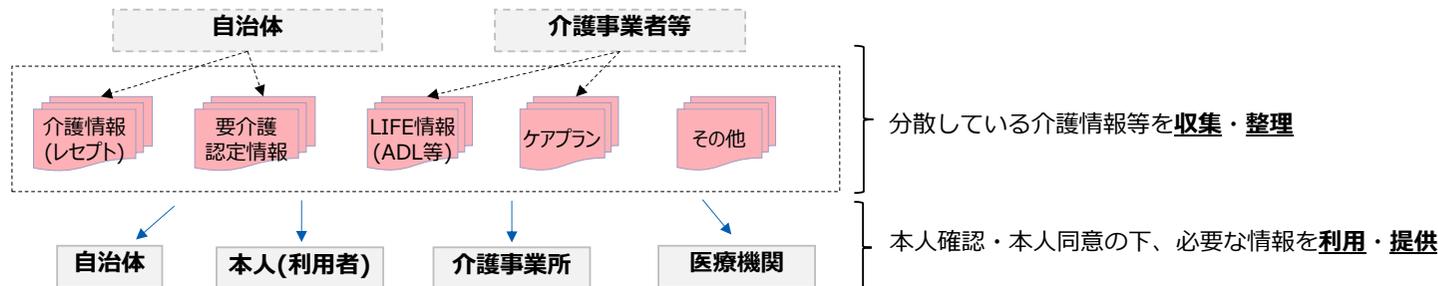
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ **自治体**：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、**地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用**。
 - ✓ **利用者**：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ **介護事業者・医療機関**：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける**。

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける**。
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



出所) 第217回社会保障審議会介護給付費分科会【資料1】介護分野の最近の動向

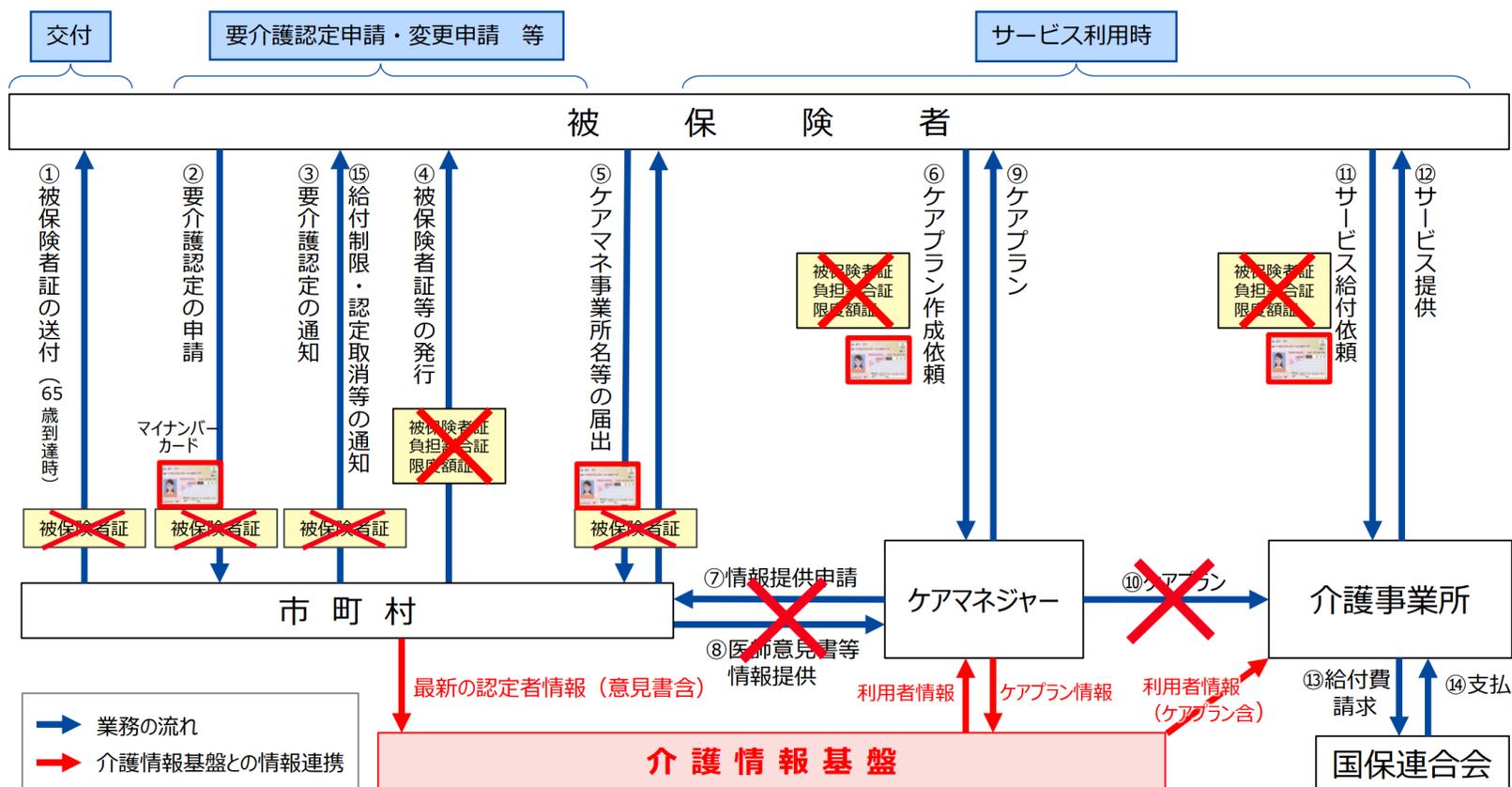
2.1 本事業の背景と目的 ②被保険者証の電子化

【介護被保険者証に係る課題】

- 現状、介護被保険者がサービスを受ける際は、被保険者、市町村、事業所等の間で介護保険被保険者証がやり取りされている。証情報書き換えや紛失による再発行、年1回の証情報の交付、都度の郵送等、効率的な業務とはなっていない。

【介護被保険者証の電子化実現に係る方向性】

- **マイナンバーカードの活用により必要な情報を利用者に関する介護情報を電子的に閲覧できる仕組み（情報基盤）から取得可能とすることにより、電子的に資格確認することで業務を効率化することを目的とし、利用者が必要なサービスを受けられることを構想する。**



2.1 本事業の背景と目的

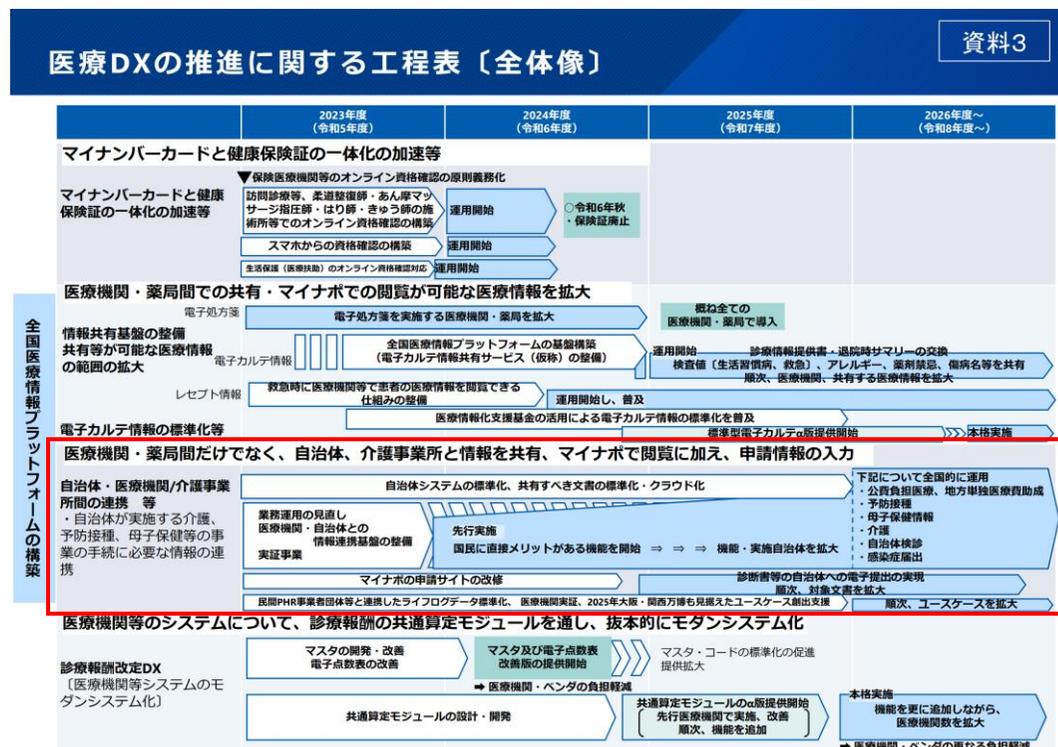
【政府の動き：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「医療 DX の推進に関する工程表」】

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023年6月9日 閣議決定）において、介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療 DX の推進に関する工程表に基づき取組を進めるとし、医療DXの推進に関する工程表では、令和7年度までに機能・実施自治体を拡大、としている。

③ 医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などとの一体化

自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療 DX の推進に関する工程表に基づき取組を進める。

出所) デジタル社会の実現に向けた重点計画本文 (digital.go.jp)



出所) 医療DX推進本部 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

2.2 調査対象とする介護保険業務のスコープ

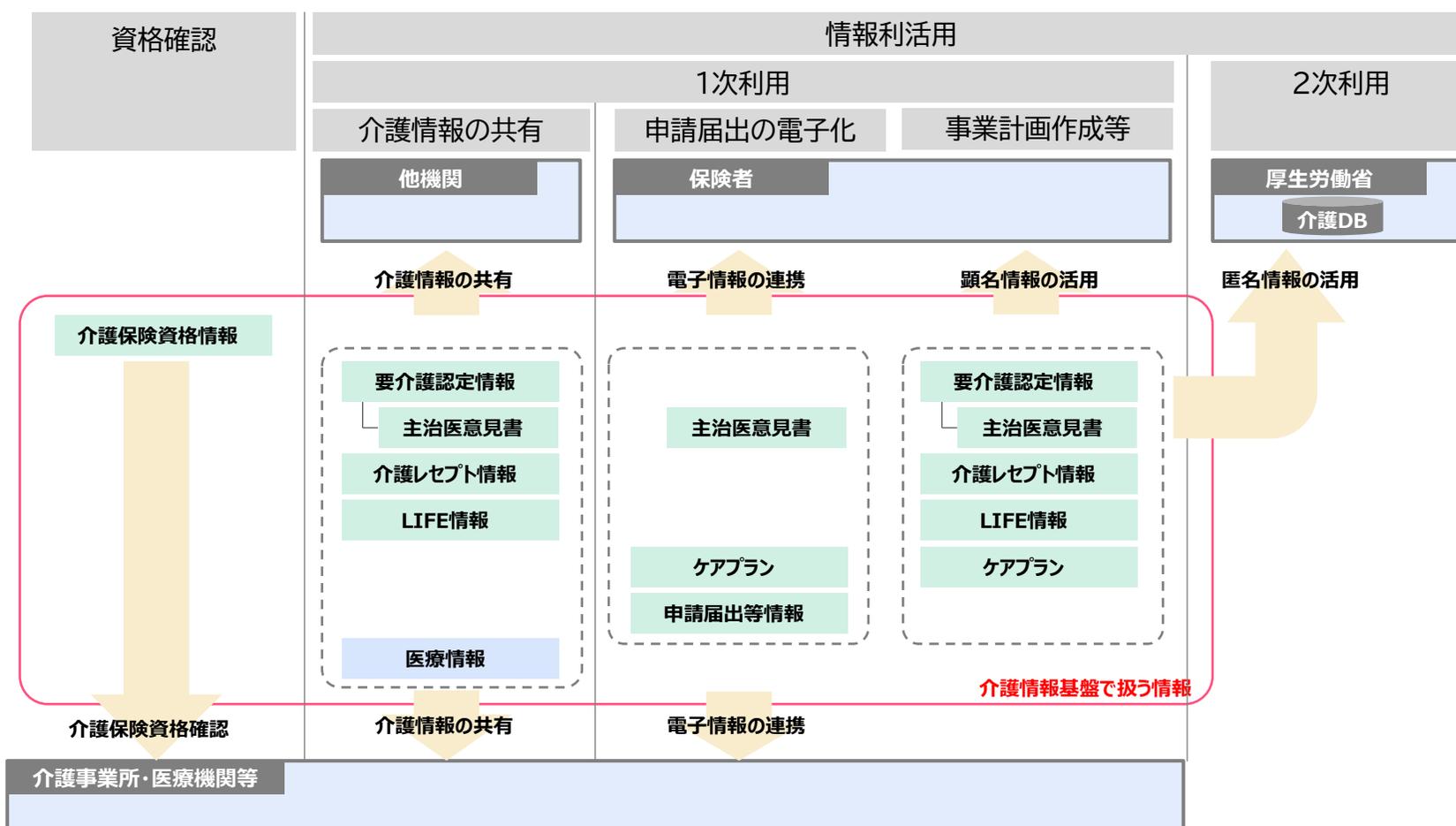
本事業にて調査対象とする現行の介護保険業務については、以下のように分類し整理する。

介護保険業務の大分類	
A	資格得喪
B	要介護／要支援認定管理
C	受給者管理
D	介護保険サービス計画・実施
E	給付管理（保険者）
F	保険料賦課・収納・滞納管理
G	総合事業関連業務
H	二次利用
I	その他

詳細については、「別紙01_業務全体一覧及び業務関連図」に示すとおり、本事業における調査対象とすることとする。

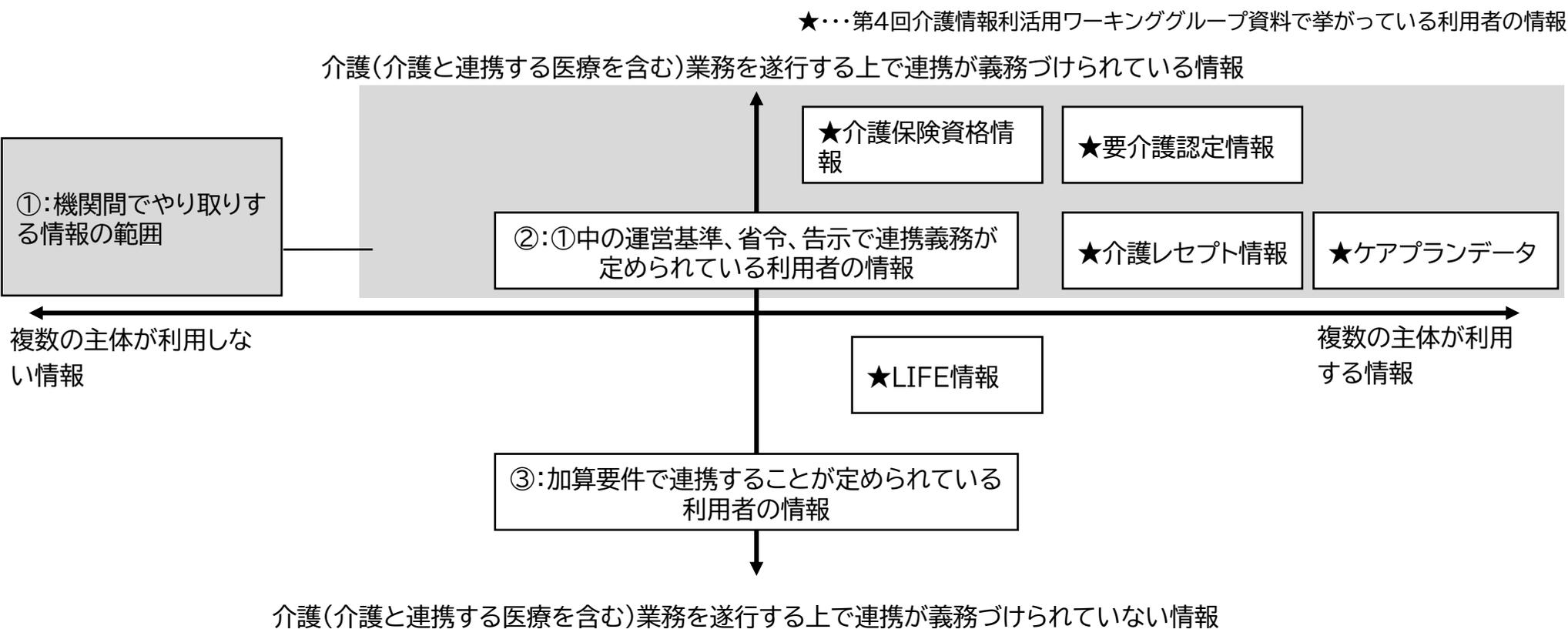
2.3 電子化・共有対象とする情報の考え方(1/3)

- 電子化・共有の対象とする情報については、以下図に示す情報とする。各情報の詳細については、「別紙02_介護情報基盤で扱う情報の整理と利活用方法」に示す。
- 履歴情報の活用時に本人同意の元で情報を参照できる範囲について、事業所のサービス種類や閲覧者が保有する資格等により制限を設けることを検討する。また、申請届出等情報として扱う情報については、次頁以降に示す方針に沿って整理し、情報利活用の対象として検討する。



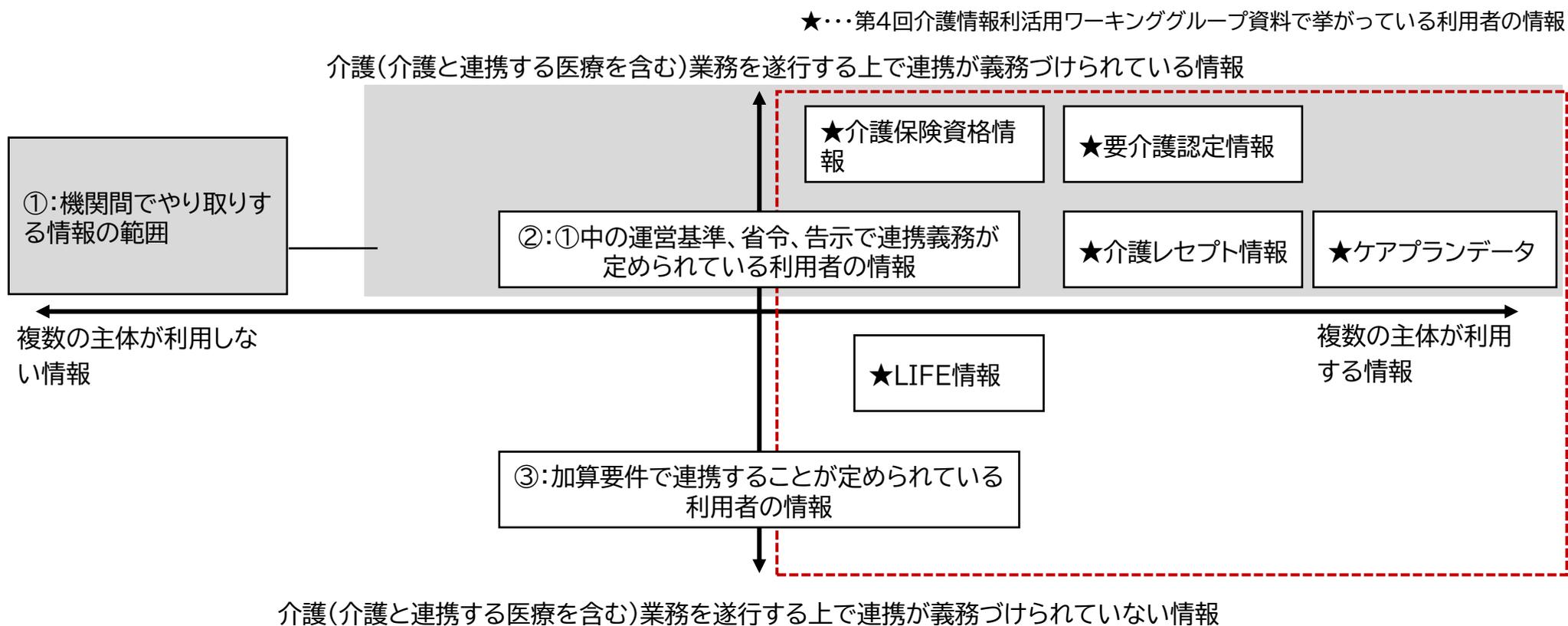
2.3 電子化・共有対象とする情報の考え方(2/3)

- 電子化・共有の対象とする情報のうち、介護事業所や保険者といった機関間でやり取りする利用者に関する情報について、“介護（介護と連携する医療を含む）業務を遂行する上で連携が義務づけられている情報か否か”、及び“複数の主体が利用する情報か否か”に分けられる。このうち、「介護（介護と連携する医療を含む）業務を遂行する上で連携が義務づけられている情報」の定義として、運営基準、省令、告示で定められている連携義務として整理を行う。
- 介護保険の事務でやり取りされる情報について、この分類で大別すると、以下の図の通り整理される。



2.3 電子化・共有対象とする情報の考え方(3/3)

- 将来的に電子化・共有すべき利用者に関する情報としては、以下の図に示す赤点線枠の「複数の主体が利用する情報」を候補とする。



2.4 本事業における関係者のメリットの整理(1/2)

- 介護DX実現により、現段階で想定される関係者のメリットは以下のとおり。

関係者	介護DXによる短期的メリット・効果	介護DXによる長期的メリット・効果
保険者	<p><介護資格確認></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護被保険者証、負担割合証、限度額証の電子化による<u>証発行・郵送等に係る事務負担・経費の軽減</u>が可能 保険者メリット① <p><1次利用：電子情報の連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者、事業者等からの情報提供依頼に対する資料の電子提供（参照）が可能となることによる、<u>情報提供依頼対象物（主治医意見書、認定調査票、審査会資料、認定結果等）の紙資料の作成・印刷、郵送等の事務負担・経費の軽減</u>が可能 保険者メリット② 要介護（要支援）認定のための意見書を電子データで取得できることによる、<u>システムへの登録作業の効率化</u>が可能 保険者メリット③ 認定審査会開催のため保険者から審査委員に対して送付される審査会資料の送付を「介護情報基盤」を介して実施することによる、<u>手続きの簡素化（ペーパーレス化）</u>が可能 保険者メリット④ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアのための情報共有にも活用可能な共通的な環境が構築されることにより、<u>地域包括ケアシステムの更なる深化を促す</u>ことが可能 	<p><介護資格確認></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの被保険者証としての利用定着により<u>マイナポータルでの通知送付等の更なる手続きの簡素化（ペーパーレス化）</u>が可能 保険者メリット① <p><2次利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄積された<u>情報の共有、情報利活用、分析に基づく整備すべきサービス量の評価、介護給付の適正性の評価</u>が可能 <u>地域包括ケアシステムの更なる深化、介護保険事業計画、介護給付適正化計画等におけるPDCA運用の強化</u>、これらによる<u>保険者機能の強化</u>及び <u>適切な介護保険制度の運用</u>が可能
被保険者	<p><介護資格確認> <1次利用：電子情報の連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護被保険者証、負担割合証、限度額証の電子化による要介護認定の申請、居宅介護支援の提供依頼、サービス給付依頼等の<u>手続きの簡素化（ペーパーレス化）</u> 利用者メリット① 	<p><1次利用：履歴情報の活用> <2次利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄積される自身の情報共有により<u>自身の状態の適切な理解、自身に適したサービス利用の実現、提供されるサービスの質の向上</u> 利用者メリット②

※被保険者の享受できるメリットは詳細化が必要

2.4 本事業における関係者のメリットの整理(2/2)

- 介護DX実現により、現段階で想定される関係者のメリットは以下のとおり。

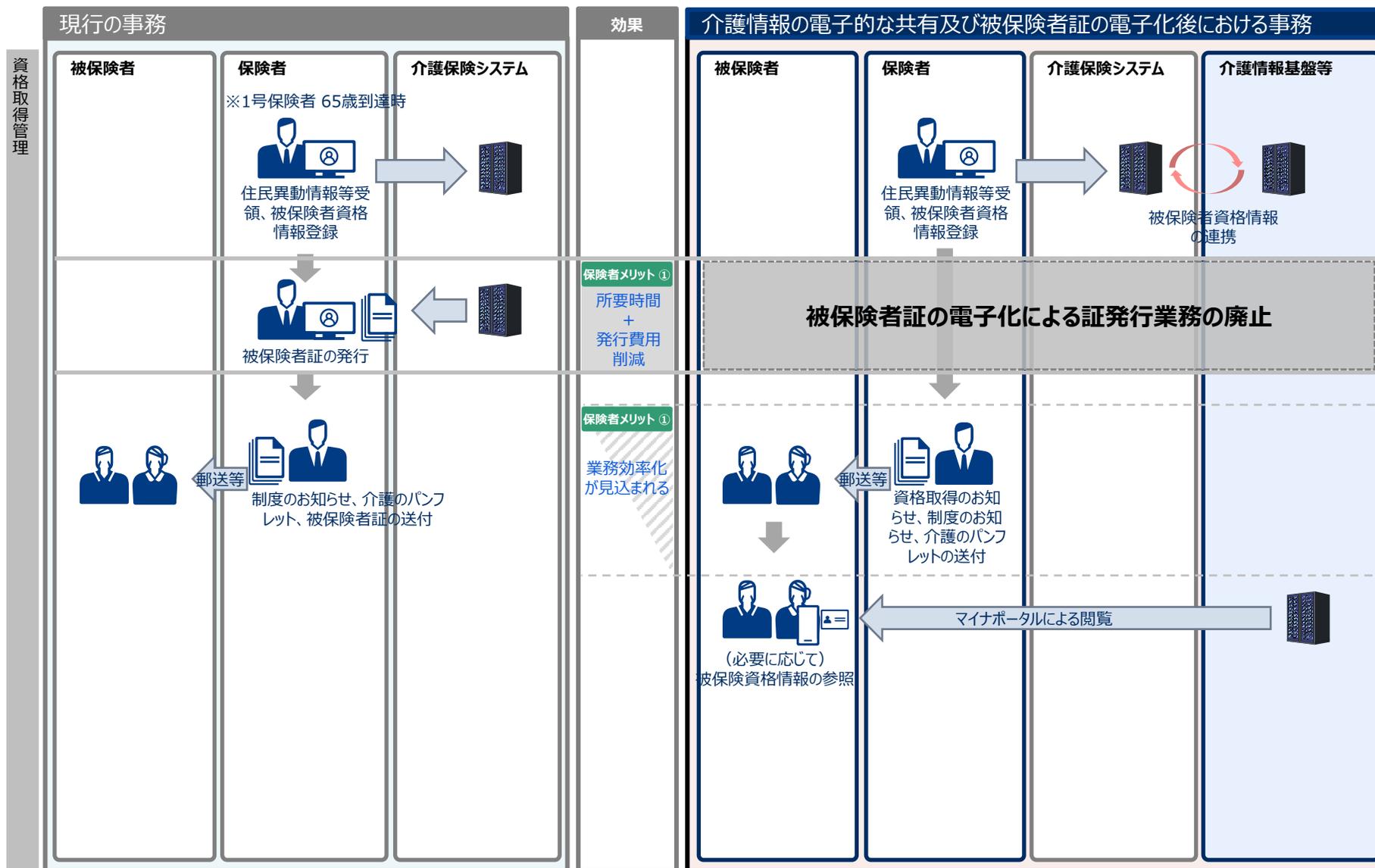
関係者	介護DXによる短期的メリット・効果	介護DXによる長期的メリット・効果
介護事業所／ 医療機関	<p><介護資格確認></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護被保険者証、負担割合証、限度額証の電子化による資格確認等の事務負担の軽減 事業所メリット① <p><1次利用：電子情報の連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者等に提供依頼して取得する、情報提供依頼物（主治医意見書、認定調査票、審査会資料、認定結果等）をオンライン取得できることによる業務負担の軽減 事業所メリット② 入院時情報提供書、退院時情報提供書等、医療機関と居宅介護支援事業所がやり取りする情報をオンラインで取得できることによる業務負担の軽減 事業所メリット② <p><1次利用：履歴情報の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 科学的介護情報等をオンラインで共有することによるモニタリング等の効率化 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護事業所共通ログイン機能によるパスワード忘れ等の再問合せの事務負担の軽減 	<p><1次利用：電子情報の連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の電子化による間接業務の軽減と直接業務への注力の実現 生産性向上に基づく処遇の改善、従業員の確保 <p><1次利用：履歴情報の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 一元化された適切な情報共有、情報分析に基づく質の高いケアの提供、チームケアの実現 事業所メリット③

3. AsIs・ToBeにおける業務フロー

- 3.1 業務フローの概要
- 3.2 AsIs・ToBe業務におけるデータフロー

3.1 業務フローの概要(A.資格得喪)

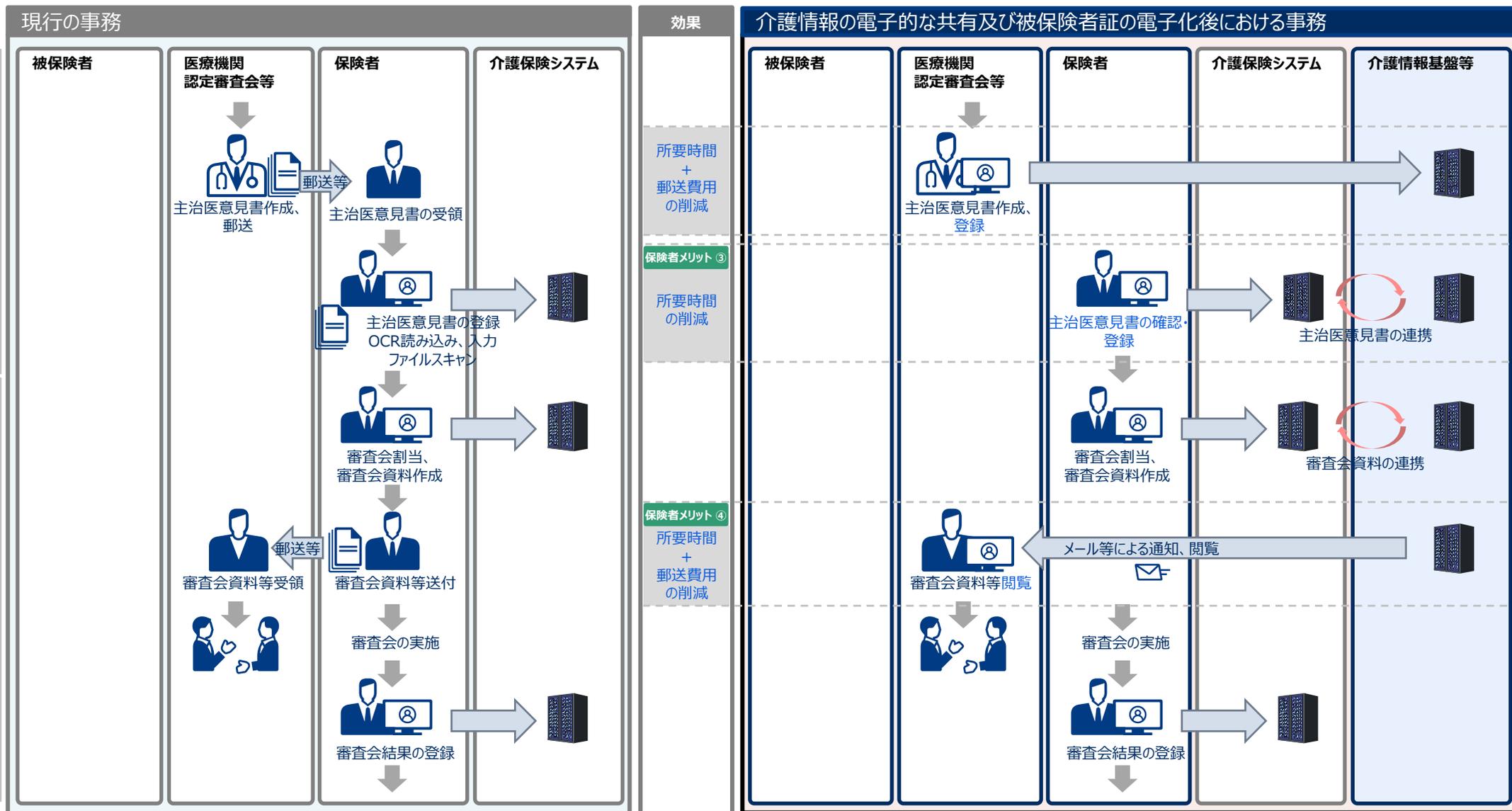
- 介護保険業務のA.資格得喪のうち、資格取得管理の業務フローを以下に示す。



3.1 業務フローの概要 (B.要介護／要支援認定管理)

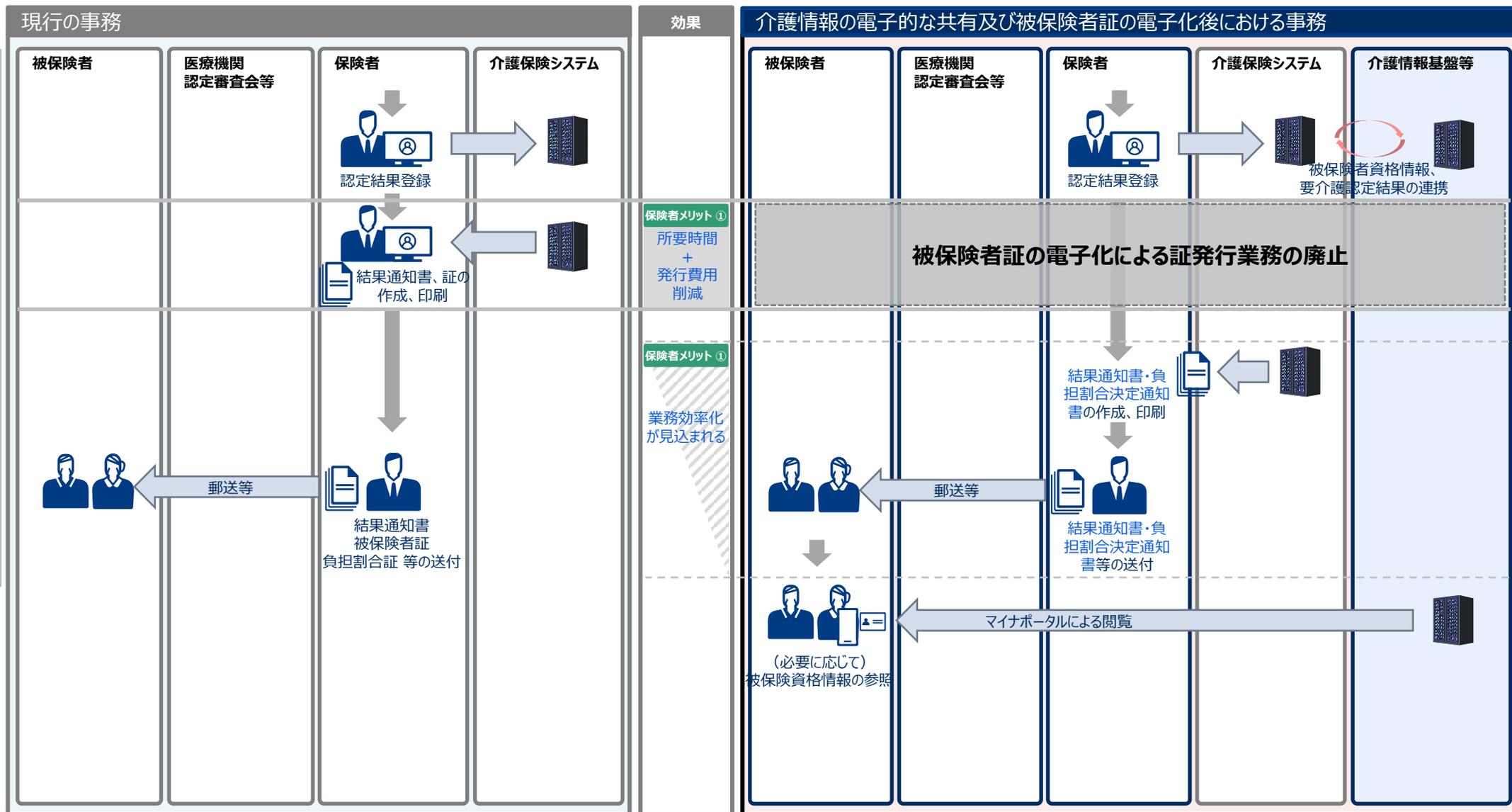
主治医意見書作成

一次判定・二次判定 (審査会)



3.1 業務フローの概要 (B.要介護／要支援認定管理)

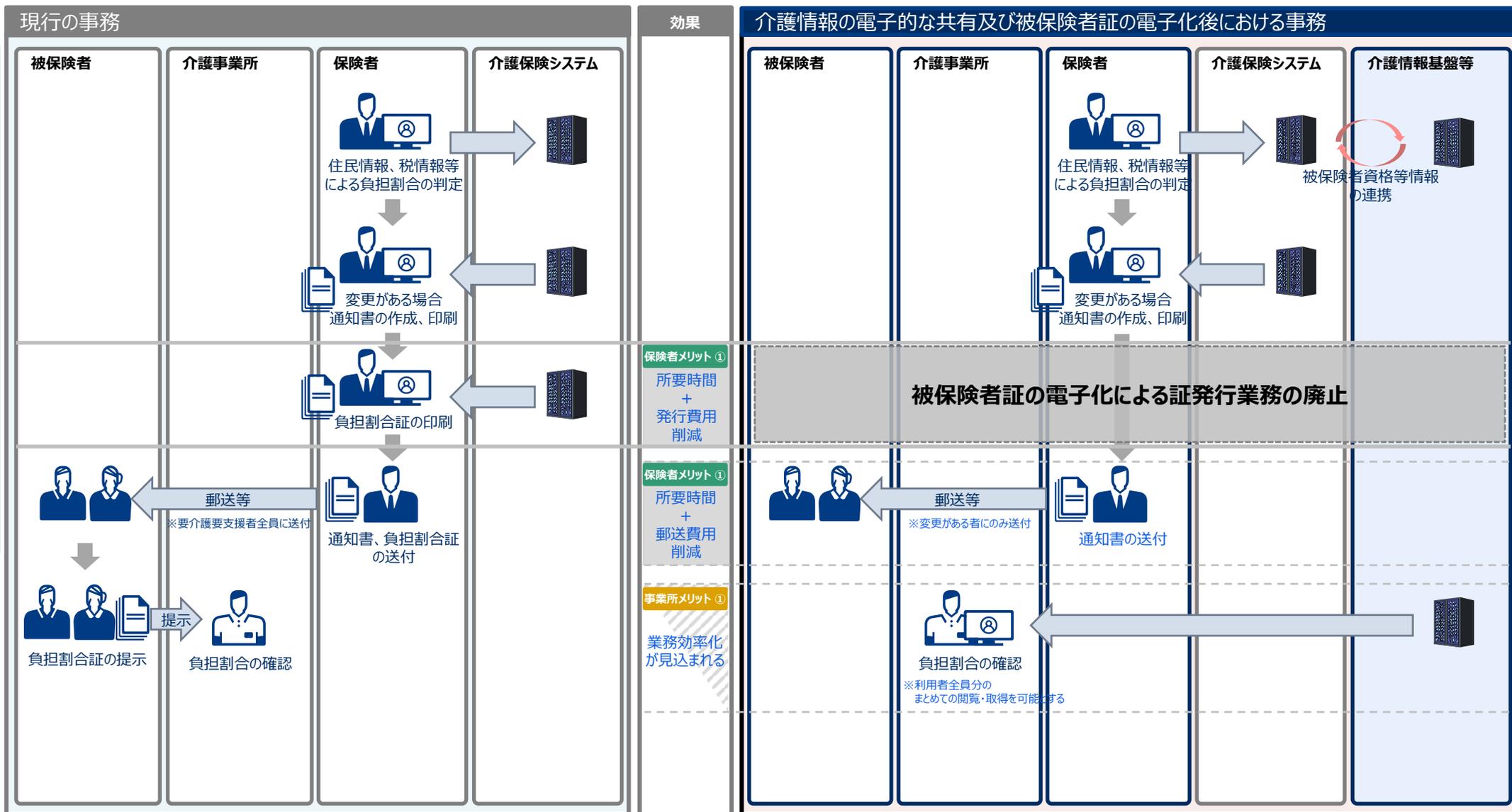
要介護／要支援認定



3.1 業務フローの概要(C.受給者管理)

- 介護保険業務のC.受給者管理のうち、負担割合証交付の業務フローを以下に示す。

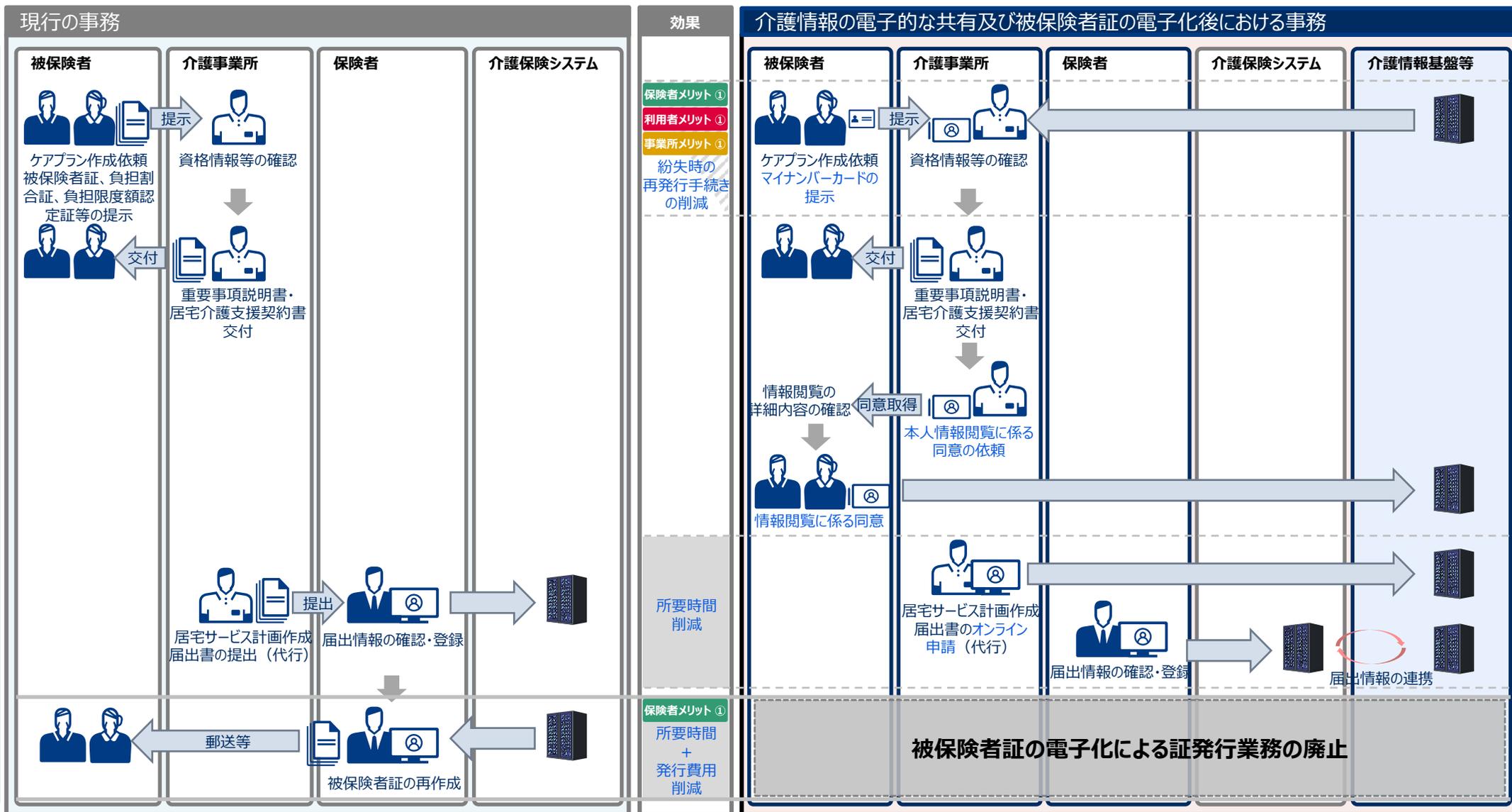
負担割合証交付



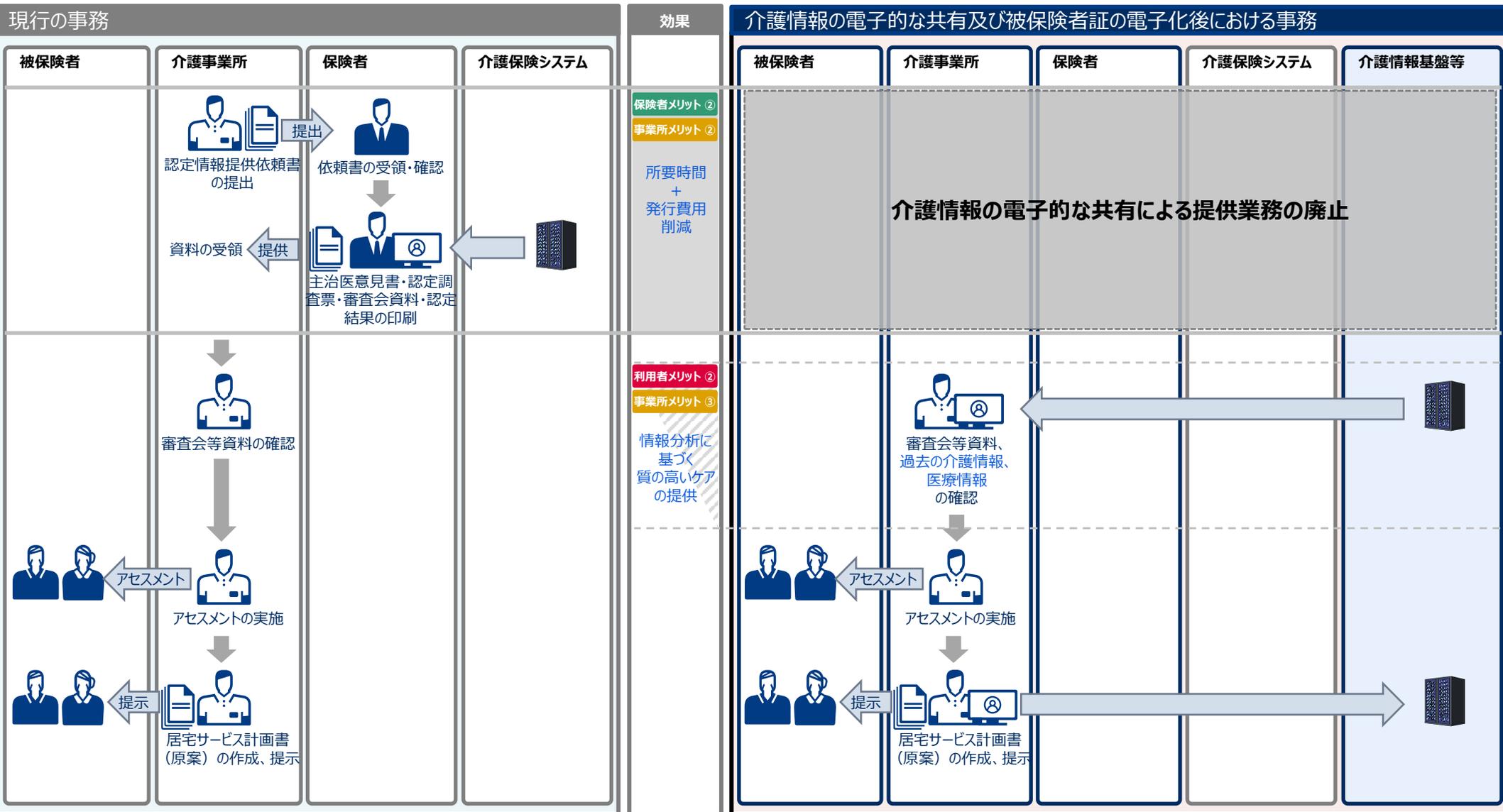
3.1 業務フローの概要(D.介護保険サービス計画・実施)

- 介護保険業務のD.介護保険サービス計画・実施のうち、居宅届出～アセスメント実施・ケアプラン作成の業務フローを以下に示す。

居宅届出



3.1 業務フローの概要(D.介護保険サービス計画・実施)



アセスメント実施・ケアプラン作成

3.2 AsIs・ToBe業務におけるデータフロー

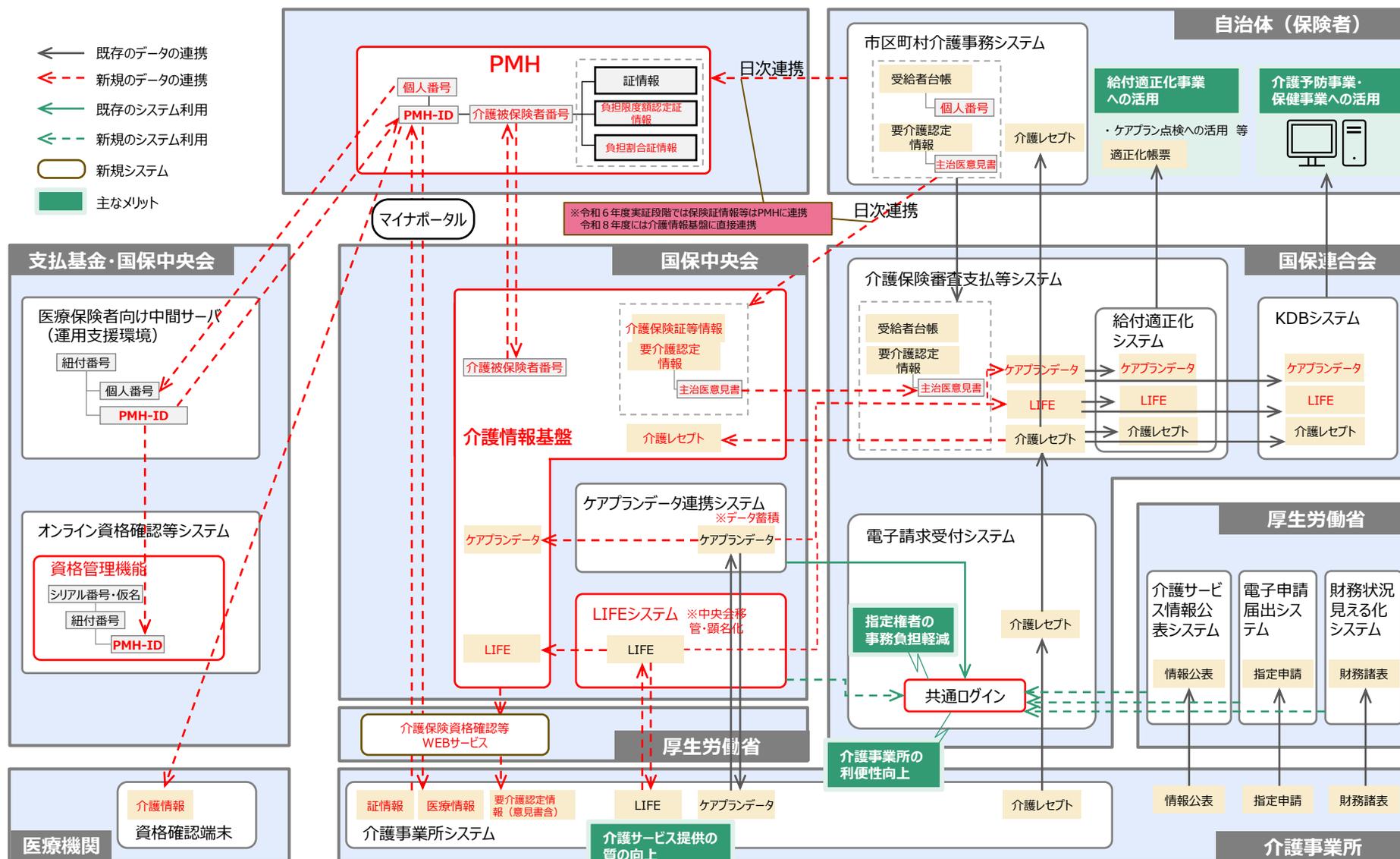
介護保険事務の現行の全体業務について、機関間のデータの流れを示した図は、「別紙03_AsIs業務におけるデータフロー」に示すとおり。また、令和8年度を想定して機関間のデータの流れを示した図は、「別紙04_ToBe業務におけるデータフロー」に示すとおりである。
なお、記載対象の業務は、「別紙01_業務全体一覧及び業務関連図」にてスコープとして示す業務となる。

4. システム構成概要図及び連携方式 等

- 4.1 次期システム構成概要図
- 4.2 介護情報共有のための連携方式概要図
- 4.3 介護情報共有等実現に向けたネットワーク図

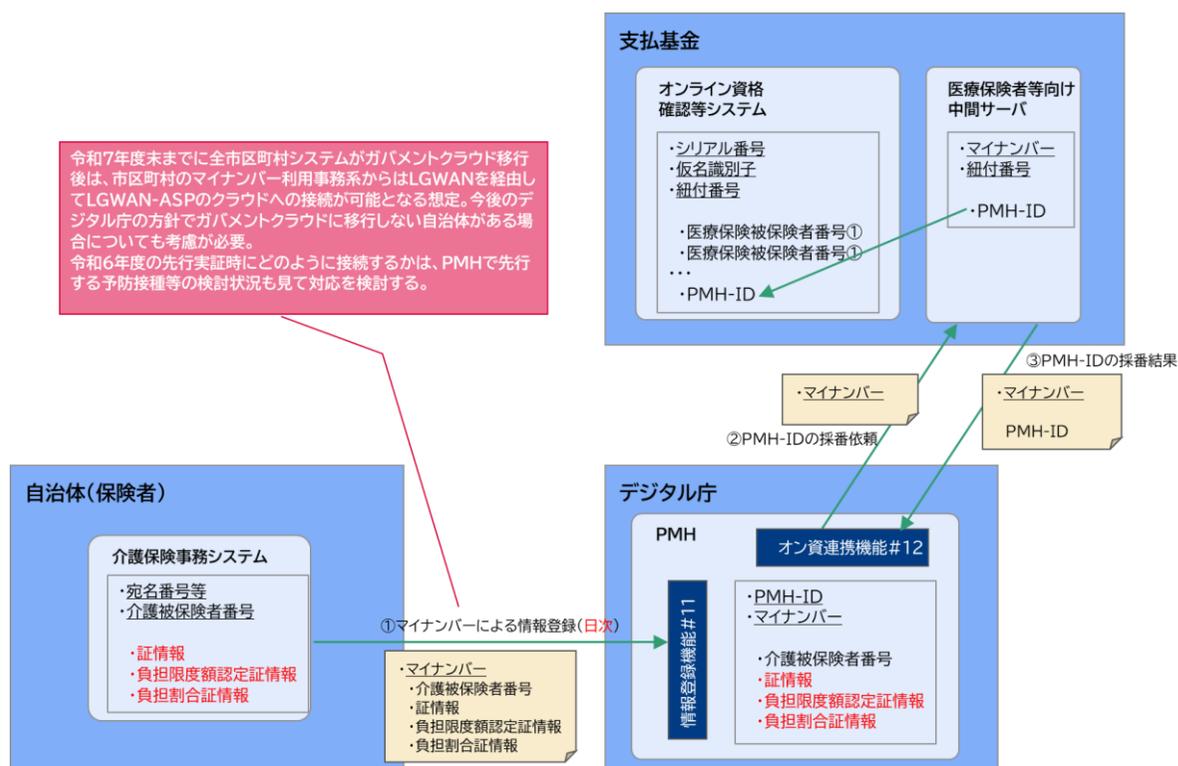
4-1. 次期システム構成概要図

介護情報共有等の実現時点における、全体システム概要イメージを以下に図に示す。



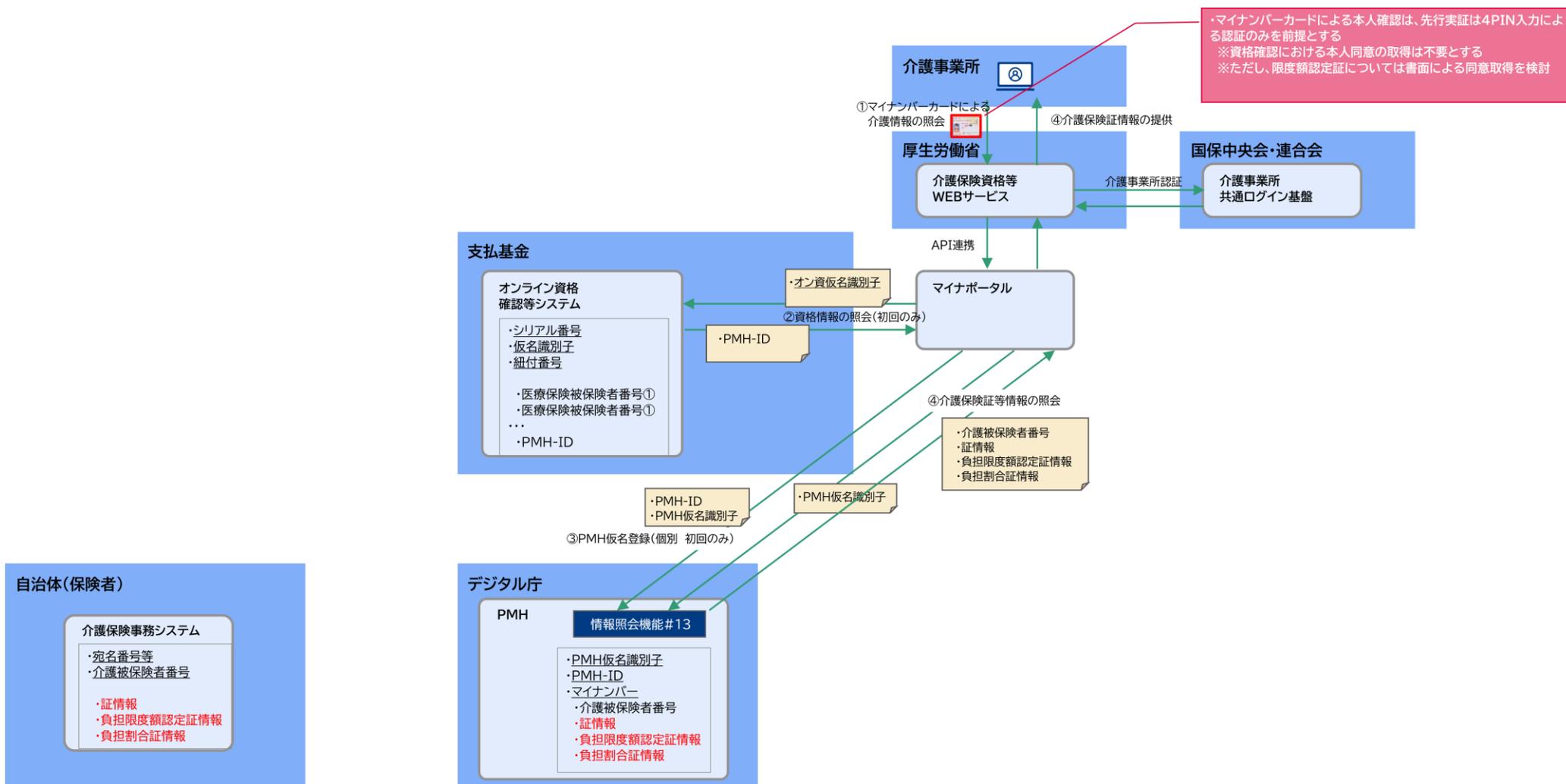
4-2. 介護情報共有のための連携方式概要図(1/7)

令和6年時点における、自治体(保険者)からの介護保険証情報の連携とオンライン資格確認等システムへの紐付けのイメージ図は以下のとおり。



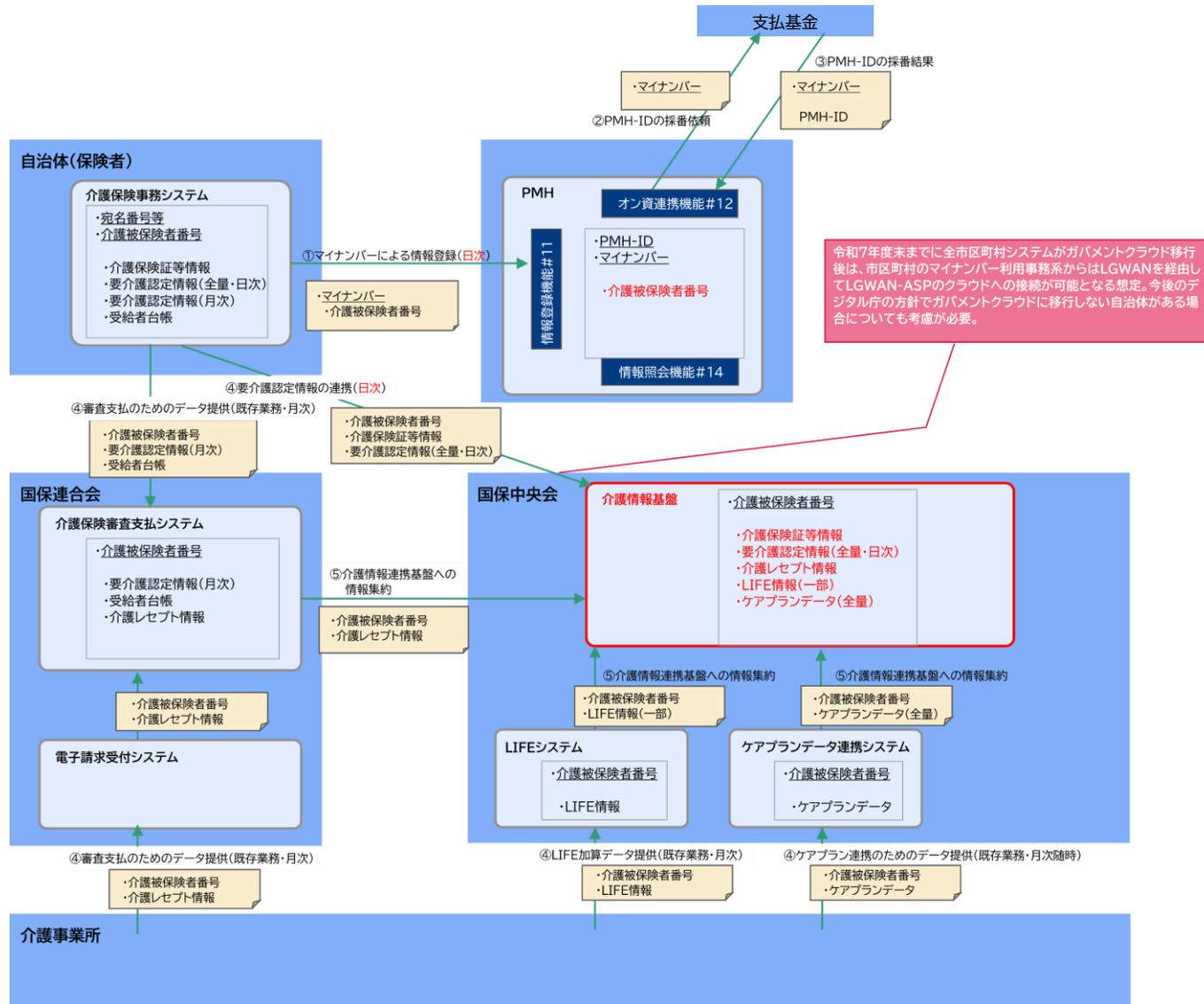
4-2. 介護情報共有のための連携方式概要図(2/7)

令和6年時点における、介護保険証の電子化先行実証の連携イメージ図は以下のとおり。



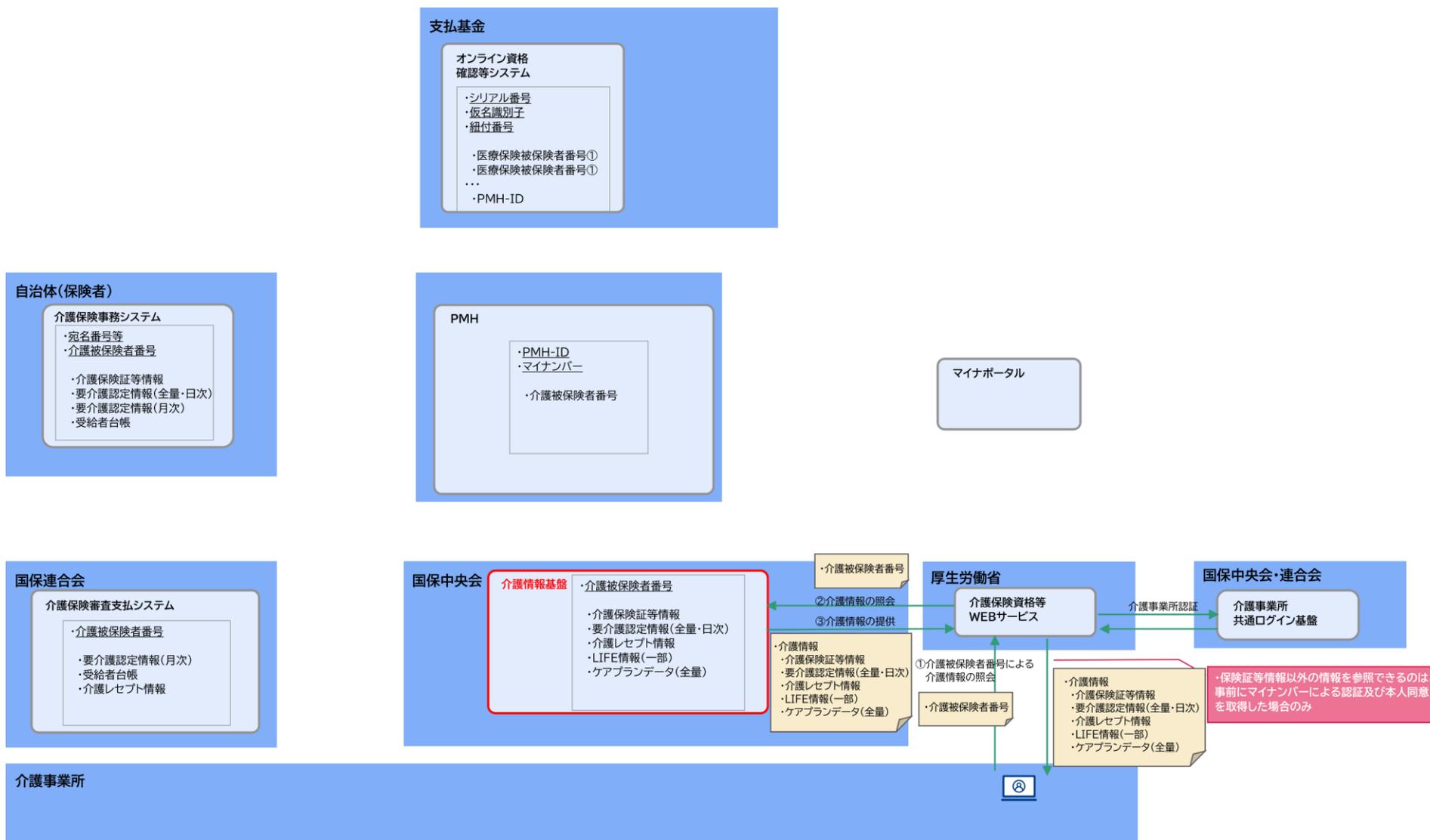
4-2. 介護情報共有のための連携方式概要図(3/7)

令和8年度における、本格運用時の介護情報の連携基盤構築イメージ図は以下のとおり。



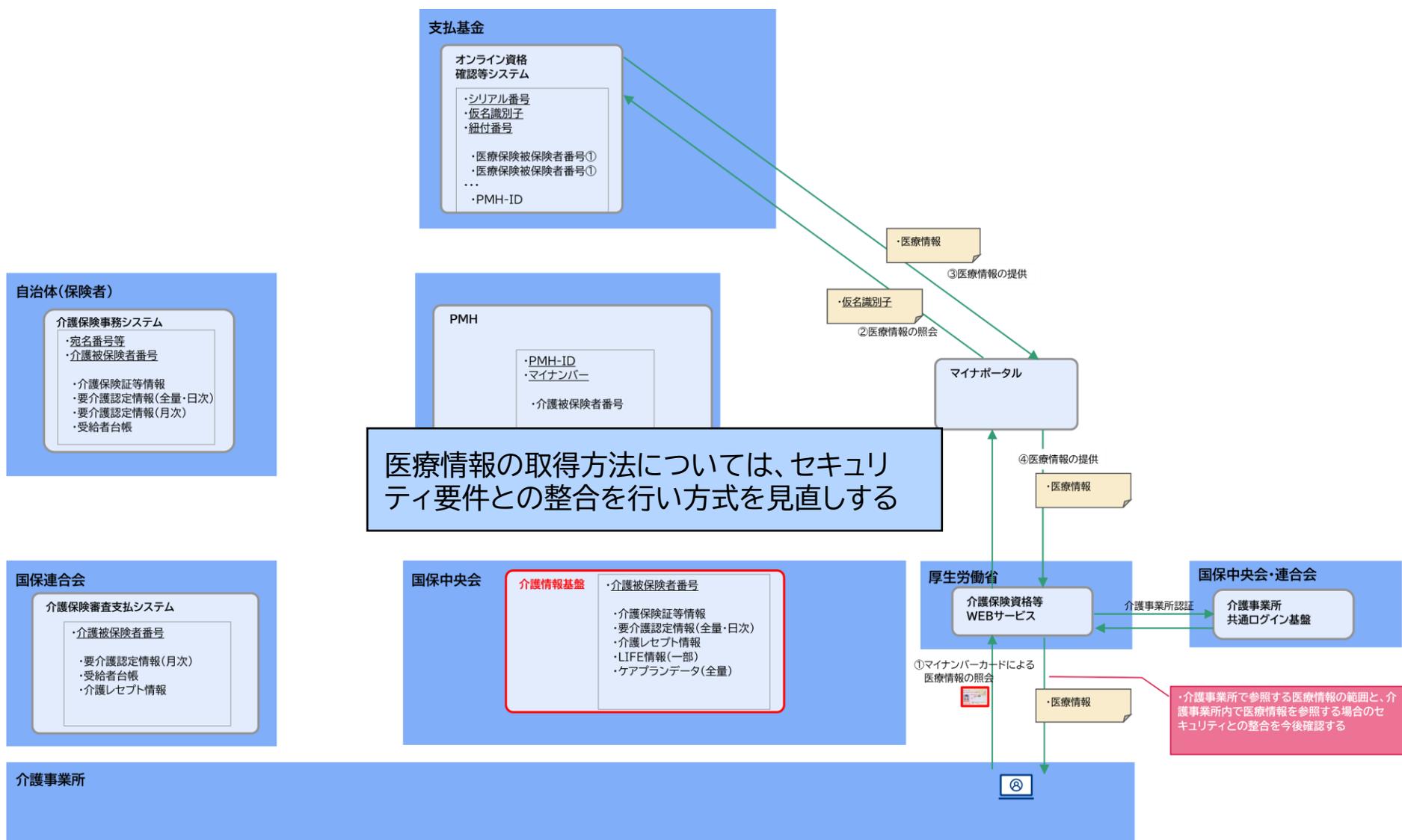
4-2. 介護情報共有のための連携方式概要図(5/7)

令和8年度における、介護事業所からの介護被保険者番号を利用した場合の、介護情報の照会のイメージ図は以下のとおり。



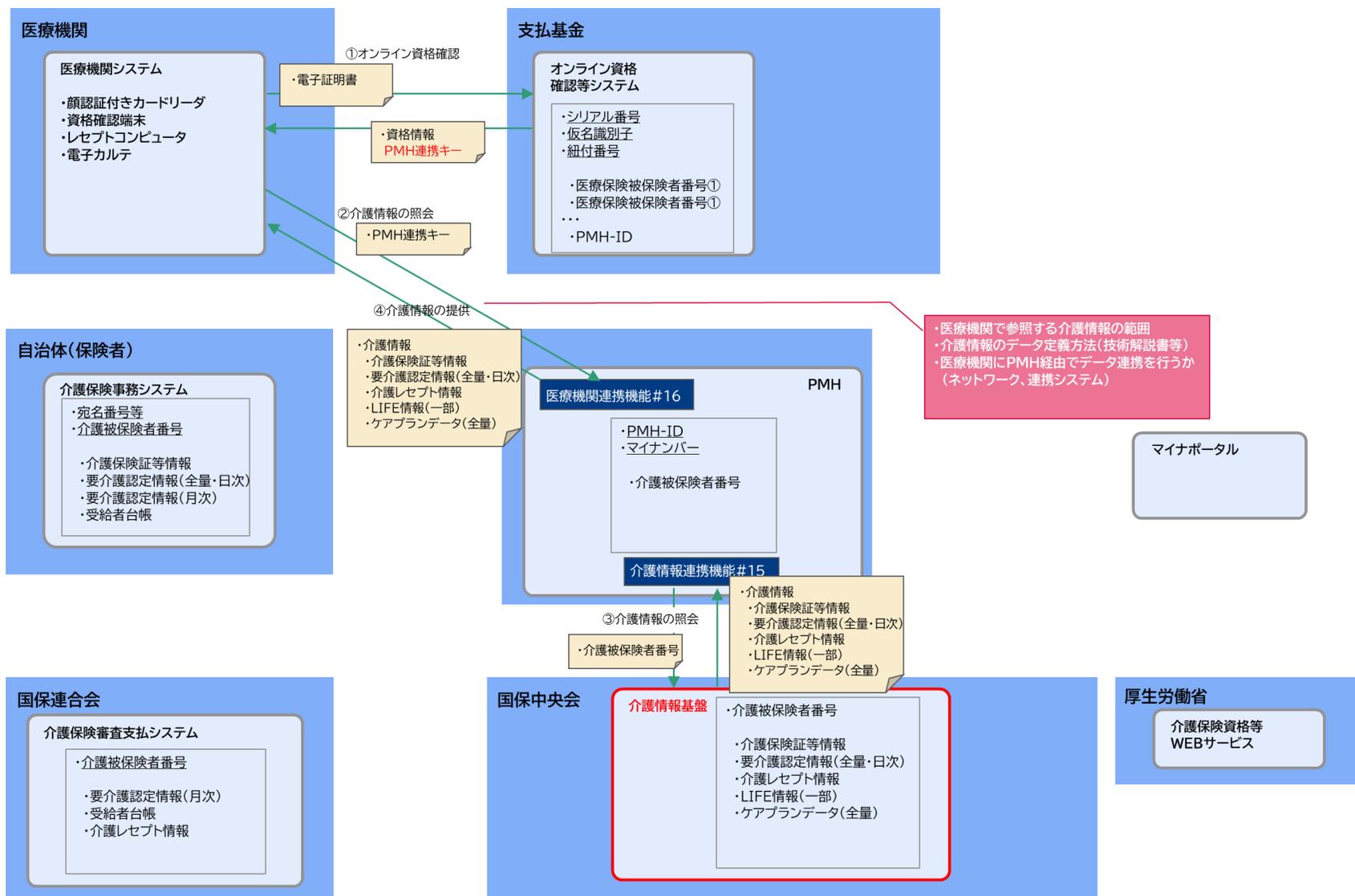
4-2. 介護情報共有のための連携方式概要図(6/7)

令和8年度における、介護事業所からのマイナンバーカードを利用した場合の、医療情報の照会のイメージ図は以下のとおり。



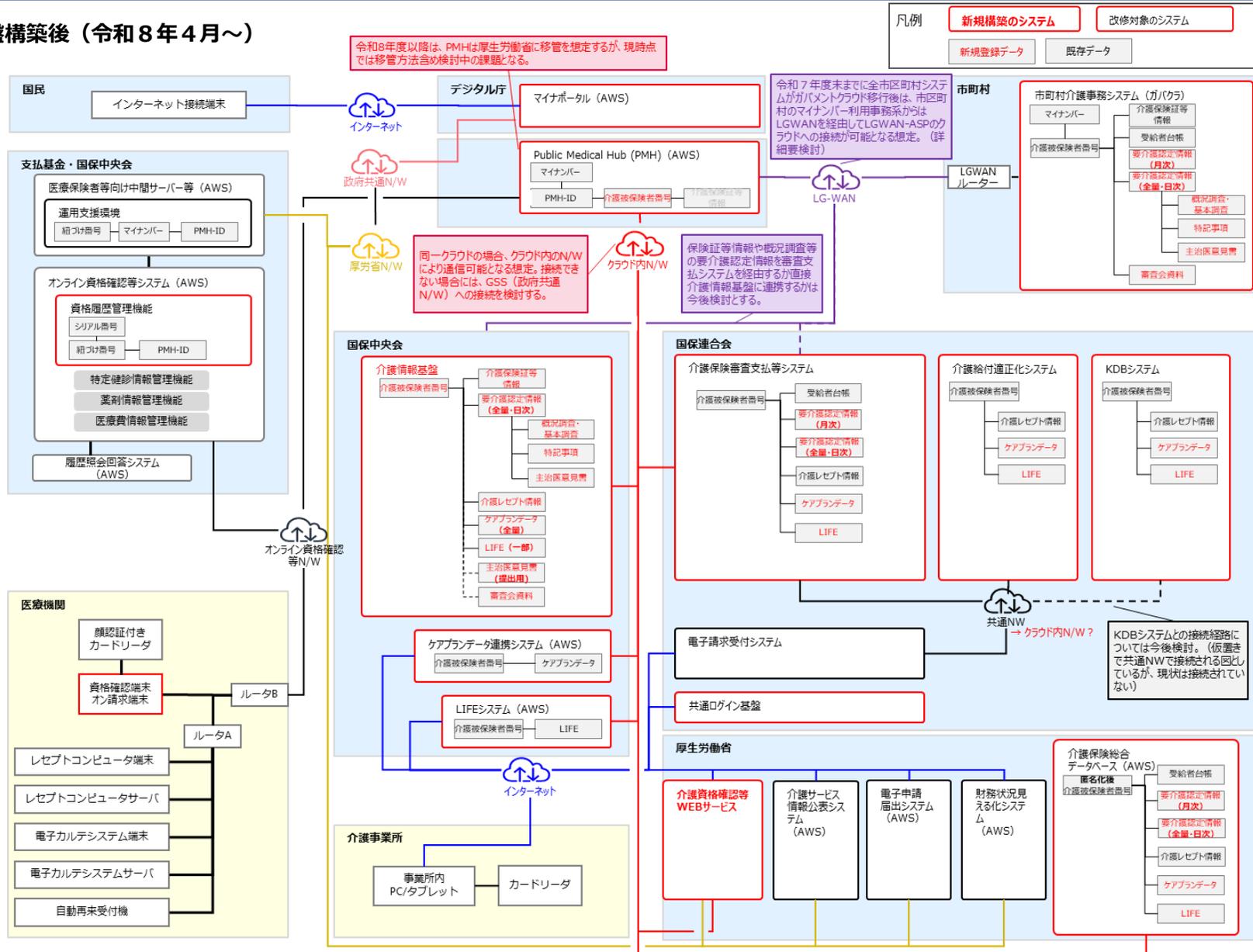
4-2. 介護情報共有のための連携方式概要図(7/7)

令和8年度における、医療機関からのマイナンバーカードを利用した場合の、介護情報の照会のイメージ図は以下のとおり。



4-3. 介護情報共有等実現に向けたネットワーク図

介護情報基盤構築後（令和8年4月～）



5. 全体スケジュール

5. 全体スケジュール

介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた、各関連システムの設計・開発等のスケジュールは以下のとおり。詳細は「別紙05_介護DXシステム別スケジュール案」に示す。



※本スケジュール案は厚生労働省の想定であり各関係者との調整により今後変更される可能性がある

#	管理者	システム	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
マイルストーン				<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法改正 (介護情報連携基盤) 標準仕様書2.0版提示 	<ul style="list-style-type: none"> 介護DX先行実証開始 (R7.1) 標準仕様書改訂 介護保険事務システム外部インターフェース確定 (R6.8) 他システム外部インターフェースβ版確定 (R7.3) 他システム外部インターフェース確定 (R7.7) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護DX①運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 介護DX②運用開始 		
1	市町村	介護保険事務システム		自治体の標準仕様書1.0版への適合及び ガバクワ化 (段階的に移行)	先行実証導入 → 実証	介護DX 標準仕様への適合	試行 運用	運用	
2	国保中央会 (連合会)	介護情報基盤		システム要件定義	調達	設計開発	運用		
3		審査支払システム		システム要件定義	調達	設計開発	運用		
4		給付適正化システム、KDBシステム		ケアプラン点検への活用 の調査研究	システム要件定義	調達	給付適正化、KDB システム改修		
5		電子請求受付システム		共通ログイン改修					
6		ケアプランデータ連携システム		蓄積改修	実績確認				
				システム要件定義	調達	設計開発	運用		
				システム要件定義	調達	設計開発	運用		
7		LIFEシステム	厚労省LIFE運用継続			システム要件定義	調達	移管・顕名化	運用
				システム要件定義	調達	システム要件定義	調達	設計開発	運用
8	デジタル庁	PMH マイナポータル		医療費助成、母子、 予防接種 開発	運用	PMH運用	マイナポータルシステム改修	運用	
				医療費助成、母子、 予防接種 開発	先行実証改修	実証			
9	支払基金 ・国保中央会	オンライン資格確認等システム (中間サーバ (運用支援環境含む))		医療費助成、母子、 予防接種 開発	運用	実証支援 要件定義	全国展開改修	運用	
						要件定義	設計開発	運用	
10	厚生労働省	介護保険資格確認等WEBサービス		調達	先行実証開発	実証			
				システム要件定義	システム要件定義	全国展開改修	運用		
					システム要件定義	調達	設計開発	運用	
11		全体工程管理調整 (関係者調整)		業務要件定義	全体工程管理 (関係者調整支援)				

別紙01 全体業務一覧

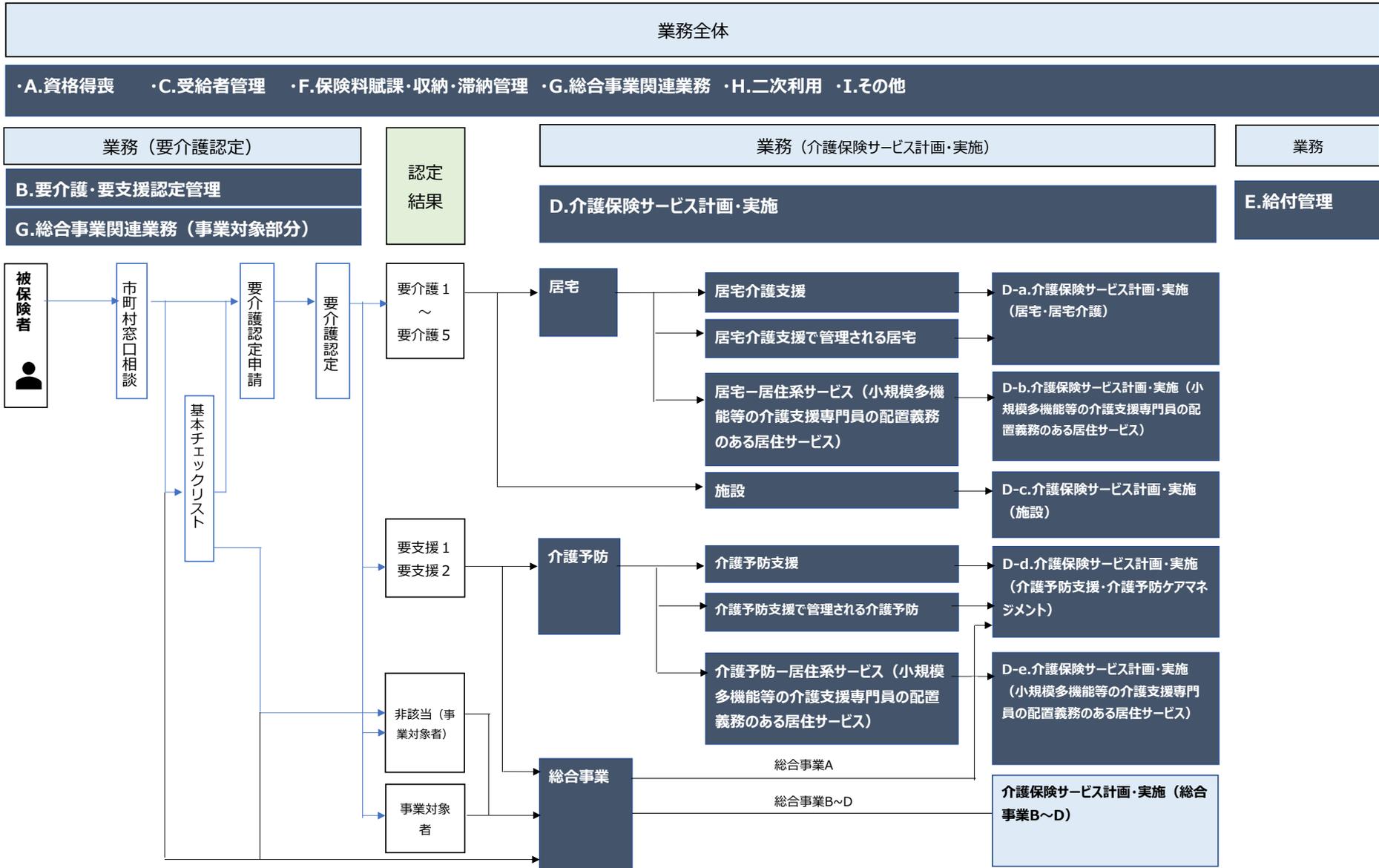
- 「介護保険標準仕様書 2.1版」や「介護支援専門員実務研修テキスト」等を基に、介護保険業務の一覧として抜粋。
- 各業務の関連図と、各大分類ごとの業務全体図は、次頁以降に示している。なお、システム間における定期情報連携や付帯業務、「H.二次利用」、「I.その他」の詳細は、業務要件定義書を参考にご覧のこと。

大分類	中分類	小分類	業務検討対象フラグ	対象外理由	備考	
A. 資格得喪	A-1. 資格取得管理		○			
	A-2. 被保険者証再交付		○			
	A-3. 資格喪失管理		○			
	A-4. 住所地特例者管理	A-4-1. 自市町村住所地特例者把握		×	保険者内担当課の現場に閉じて実施される業務であり、介護情報共有や本人確認を行う事務はないと想定されるため、対象外と想定。	
		A-4-2. 他市町村住所地特例者把握		×	保険者内担当課の現場に閉じて実施される業務であり、介護情報共有や本人確認を行う事務はないと想定されるため、対象外と想定。	
A-5. 適用除外者管理		○				
B. 要介護/要支援認定管理	B-1. 要介護・要支援認定	B-1-1. 要介護/要支援認定申請	○			
		B-1-2. 認定調査	○			
		B-1-3. 主治医意見書作成	○			
		B-1-4. 一次判定・二次判定（審査会）	○			
		B-1-5. 要介護/要支援認定	○			
	B-2. 認定処分延期通知		○			
	B-3. 謝金・報酬支払		×	保険者内担当、委託業者との間で閉じて実施される業務であり、介護情報共有や本人確認を行う事務はないと想定されるため、対象外と想定。		
	B-4. 認定更新勧奨		○			
	B-5. 情報提供		○			
C. 受給者管理	C-1. 減免/減額認定		○			
	C-2. 負担割合証交付		○			
	C-3. 給付制限（償還払い化）		○			
	C-4. 給付制限（一時差し止め）		○			
	C-5. 給付制限（給付額減額）		○			
	C-6. 給付制限（2号被保険者における保険給付差止）		○			
	C-7. 国保連受給者異動		○			
D. 介護保険サービス計画・実施	D-1. 居宅・居宅介護		○			
	D-2. 小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある居宅サービス		○			
	D-3. 施設		○			
	D-4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント		○			
	D-5. 小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある介護予防サービス		○			
E. 給付管理（保険者）	E-1. 居宅届出		○			
	E-2. 介護給付費請求	E-2-1. 介護給付費請求	○			
		E-2-2. 給付実績	○			
	E-3. 償還	E-3-1. 償還（住宅改修費）	○			
		E-3-2. 償還（福祉用具購入費）	○			
		E-3-3. 償還（その他償還）	○			
	E-4. 高額サービス費		○			
	E-5. 高額合算	E-5-1. 交付申請	○			
		E-5-2. 支給申請	○			
	E-6. 支払通知		○			
E-7. 介護給付費通知		○				
F. 保険料賦課・収納・滞納管理			×	情報共有や本人確認を要する業務はないと想定されるため、業務調査・検討対象からは外す想定		

大分類	中分類	小分類	業務検討 対象フラグ	対象外理由	備考
G. 総合事業関連業務	G-1 事業対象者		○		
	G-2 負担割合		○		業務は、「C-2.負担割合証交付」と同一となるため、業務全体図中としては「C-2.負担割合証交付」を参照。
	G-3 国保連受給者異動		○		業務は、「C-7.国保連受給者異動」と同一となるため、業務全体図中としては「C-7.国保連受給者異動」を参照。
	G-4 介護予防ケアマネジメント届出		○		業務は、「D-1.介護保険サービス計画・実施」（その中の届出部分）と同一となるため、業務全体図中としては「D-1.介護保険サービス計画・実施」を参照。
	G-5 償還（介護予防・日常生活支援総合事業費）		○		業務は、「E-3-3.償還（その他償還）」と同一となるため、業務全体図中としては「E-3-3.償還（その他償還）」を参照。
	G-6 高額介護予防サービス費相当事業		○		業務は、「E-4.高額サービス費」と同一となるため、業務全体図中としては「E-4.高額サービス費」を参照。
	G-7 支払通知		○		業務は、「E-6.支払通知」と同一となるため、業務全体図中としては「E-6.支払通知」を参照。
	G-8 給付実績（介護予防・日常生活支援総合事業費）		○		業務は、「E-2-2.給付実績」と同一となるため、業務全体図中としては「E-2-2.給付実績」を参照。
	G-9 高額医療合算介護予防サービス費相当事業（交付申請）		○		業務は、「E-4.高額サービス費」と同一となるため、業務全体図中としては「E-4.高額サービス費」を参照。
	G-10 高額医療合算介護予防サービス費相当事業（支給申請）		○		業務は、「E-5-1.交付申請」と同一となるため、業務全体図中としては「E-5-1.交付申請」を参照。
	G-11 介護給付費通知		○		業務は、「E-7.介護給付費通知」と同一となるため、業務全体図中としては「E-7.介護給付費通知」を参照。
H. 二次利用			○		業務要件定義書を参照すること。
I. その他			○		業務要件定義書を参照すること。

別紙01 全体業務関連図

●「全体業務一覧」で示した各業務大分類の業務関連図イメージは以下のとおり。



●上図で示す各サービス計画・実施分類に該当するサービス種類は以下のとおり。

サービス計画・実施分類	該当サービス
居宅介護支援	◎居宅介護支援
居宅介護支援で管理される居宅	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ★居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 【その他】 ○福祉用具貸与 ★特定福祉用具販売 ◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 （★のサービスは給付管理対象外サービスに含まれる。）
居宅一居住系サービス（小規模多機能等介護支援専門員の配置義務のある居住サービス）	◎居宅介護サービス ○特定施設入居者生活介護 ◎地域密着型介護サービス ○小規模多機能型居宅介護支援 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
施設	◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設（2024年3月廃止予定） ○介護医療院 ◎地域密着型介護サービス ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護予防支援	◎介護予防支援 ○介護予防支援

サービス計画・実施分類	該当サービス
介護予防支援で管理される介護予防	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売
介護予防-居住系サービス（小規模多機能等介護支援専門員の配置義務のある居住サービス）	<p>◎介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
総合事業	◎総合事業

情報の種類	要配慮 個人情報 ※	資格確認		情報利活用		
		介護 資格 確認	1次利用			2次利用
			介護 情報の 共有	申請 届出 の電 子化	事業 計画 作成 等	(匿名 D B) (介護 厚生 労働 省)
介護情報						
介護保険資格情報						
証情報	—	●	—	—	—	—
負担割合証情報	—	●	—	—	—	—
負担限度額認定証情報	—	●※1	—	—	—	—
共有情報						
要介護認定情報 (全量・日次)						
概況調査・基本調査	—	—	●	●(保→審)	—(既存)	—(既存)
特記事項	—	—	●	●(保→審)	—(既存)	—
主治医意見書		—	●	●(医→保、保→審)	—(既存)	●(一部既存)
介護レセプト情報						
介護レセプト情報 (詳細省略)	—	—	●	—	—(既存)	—(既存)
LIFE情報						
科学的介護推進情報		—	●	—	●	—(既存)
栄養・摂食嚥下情報		—	●	—	●	—(既存)
栄養ケア計画等情報		—	●	—	●	—(既存)
口腔衛生管理情報		—	●	—	●	—(既存)
口腔機能向上サービス管理情報		—	●	—	●	—(既存)
興味関心チェック情報		—	●	—	●	—(既存)
生活機能チェック情報		—	●	—	●	—(既存)
個別機能訓練計画情報		—	●	—	●	—(既存)
リハビリテーション計画書 (医療介護共通部分)		—	●	—	●	—(既存)
リハビリテーション計画書 (介護)		—	●	—	●	—(既存)
リハビリテーション会議録(様式3情報)		—	●	—	●	—(既存)
リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票(様式4情報)		—	●	—	●	—(既存)
生活行為向上リハビリテーション実施計画書(様式5情報)		—	●	—	●	—(既存)
褥瘡マネジメント情報		—	●	—	●	—(既存)
排せつ支援情報		—	●	—	●	—(既存)
自立支援促進情報		—	●	—	●	—(既存)
薬剤変更情報		—	●	—	●	—(既存)
ADL維持等情報		—	●	—	●	—(既存)
居宅サービス計画書						
居宅サービス計画書 (第1表)	—	—	—	●(介→介医他)	●	●※4
居宅サービス計画書 (第2表)	—	—	—	●(介→介医他)	●	●※4
居宅サービス計画書 (第3表)	—	—	—	●※2(介→介医他)	●	●※4
居宅サービス計画書 (第6表)	—	—	—	●(介→介医他)	●	●
居宅サービス計画書 (第7表)	—	—	—	●(介→介医他)	●	●
申請届出等情報						
居宅 (介護予防) サービス計画作成依頼 (変更) 届出書	—	—	—	●(介→保)	—	—
入院時情報連携加算及び退院・退所加算						
入院時情報提供書				●(介→医)	—	—
退院・退所情報記録書				●(医→介)	—	—
認定審査会の進捗状況区分	—	—	—	●(保→介)	—	—
福祉用具購入、住宅改修の償還払いでの積算額	—	—	—	●(保→介)	—	—
他検討中	—	—	—	検討中	—	—

医療介護の連携情報については継続協議とする

情報の種類	要配慮 個人情報 ※	資格確認	情報利活用			
		介護 資格 確認	1次利用			2次利用
			介護 情報の 共有	申請 届出 の電 子化	事業 計画 作成 等	(匿名 D B) (介護 厚生 労働 省)
医療情報						
資格情報						
被保険者情報	—	●	—	—	—	—
診療・薬剤情報 (処方・調剤情報)						
薬剤情報 (処方実績)		—	●	—	—	—
診療・薬剤情報						
受診歴		—	●	—	—	—
診療/薬剤実績		—	●	—	—	—
処方・調剤情報項						
処方箋情報		—	●	—	—	—
調剤結果情報		—	●	—	—	—
特定健診・後期高齢者健診情報						
特定健診情報		—	●	—	—	—
電子カルテ情報共有サービス(仮称)						
文書情報						
① 健診結果報告書		—	●	—	—	—
② 診療情報提供書		—	●	—	—	—
③ 退院時サマリー		—	●	—	—	—
6情報						
① 傷病名		—	●	—	—	—
② アレルギー		—	●	—	—	—
③ 感染症		—	●	—	—	—
④ 薬剤禁忌		—	●	—	—	—
⑤ 検査(救急、生活習慣病)		—	●	—	—	—
⑥ 処方※電子処方箋管理サービスとの関係を整理中。		—	●	—	—	—

医療介護の連携情報については継続協議とする

※：病歴（身体・知的・精神障害、健康診断/遺伝子検査結果、保健指導、診療・調剤情報など）

※1：口頭若しくは書面による本人同意の上、参照可能

※2：標準様式・項目による連携を可能とする

※3：画像PDFによる連携（サービス担当者会議のための原案の共有等）

※4：テキスト項目（自由入力）について区分値等への変更を行う必要あり（匿名化された状態の分析は困難か）

保：保険者

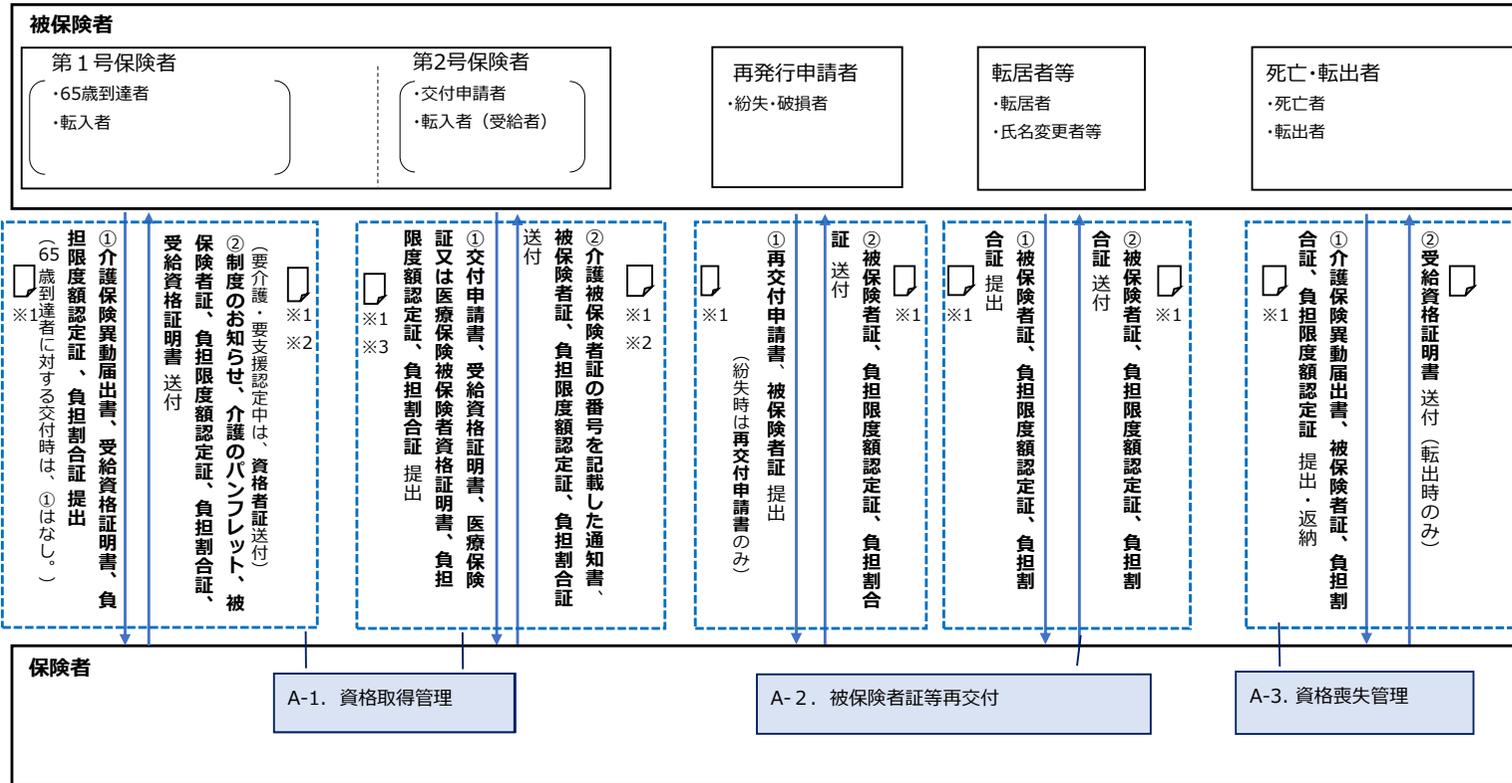
医：医療機関

介：介護事業所

審：認定審査会委員

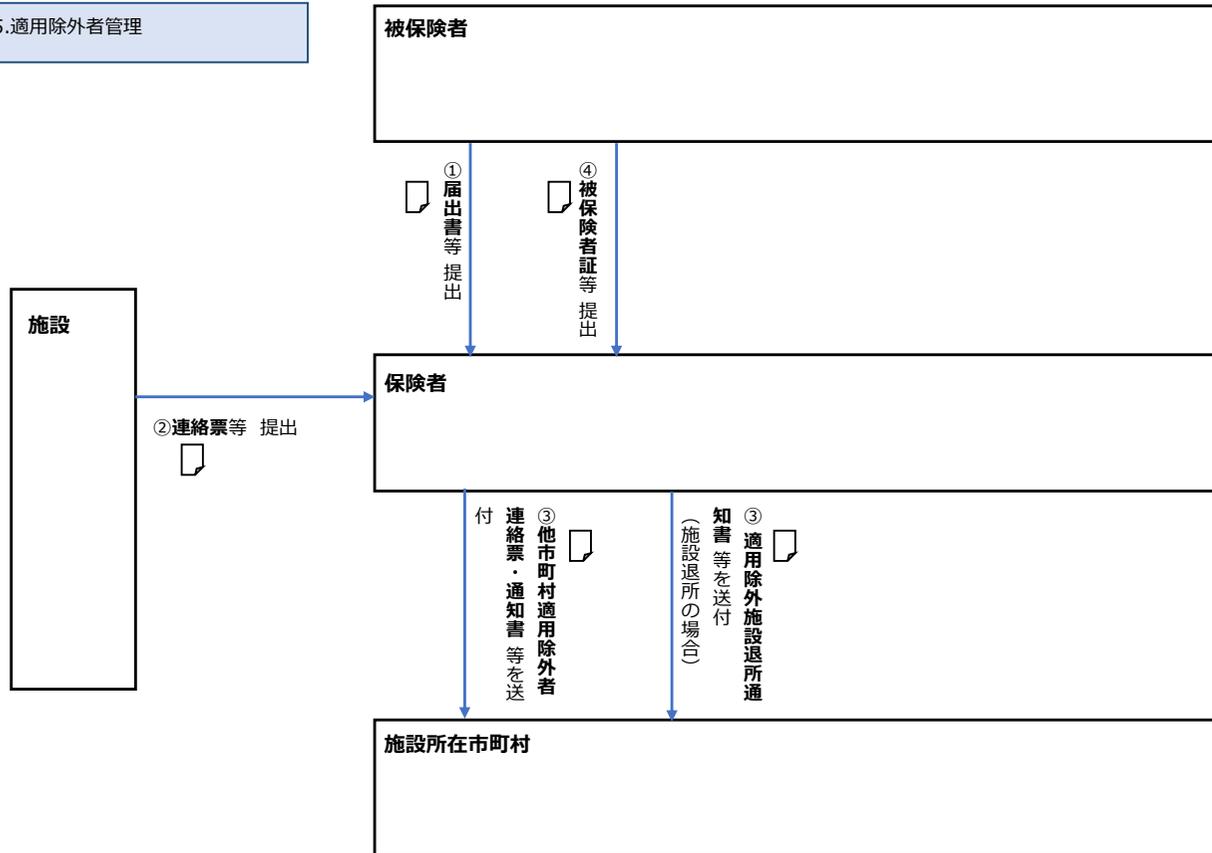
別紙03 AsIs業務におけるデータフロー

A. 資格得喪

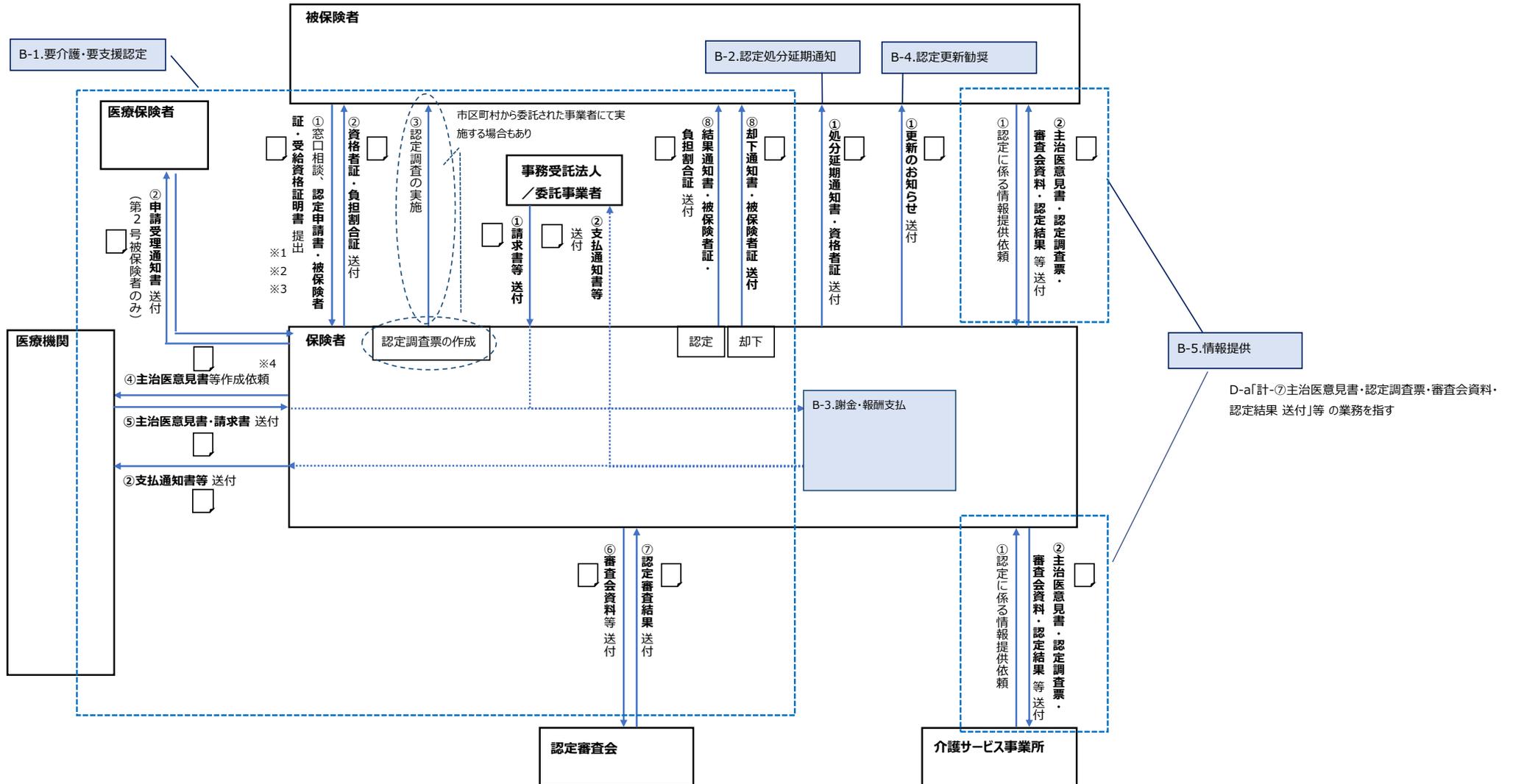


- ※1 負担限度額認定証、負担割合合証は交付されている場合のみ
- ※2 負担限度額認定証、負担割合合証は転入時のみ
- ※3 第2号被保険者の場合、大半は「B-1.要介護・要支援認定」から開始するため、交付申請書の提出は稀である。

A-5.適用除外者管理

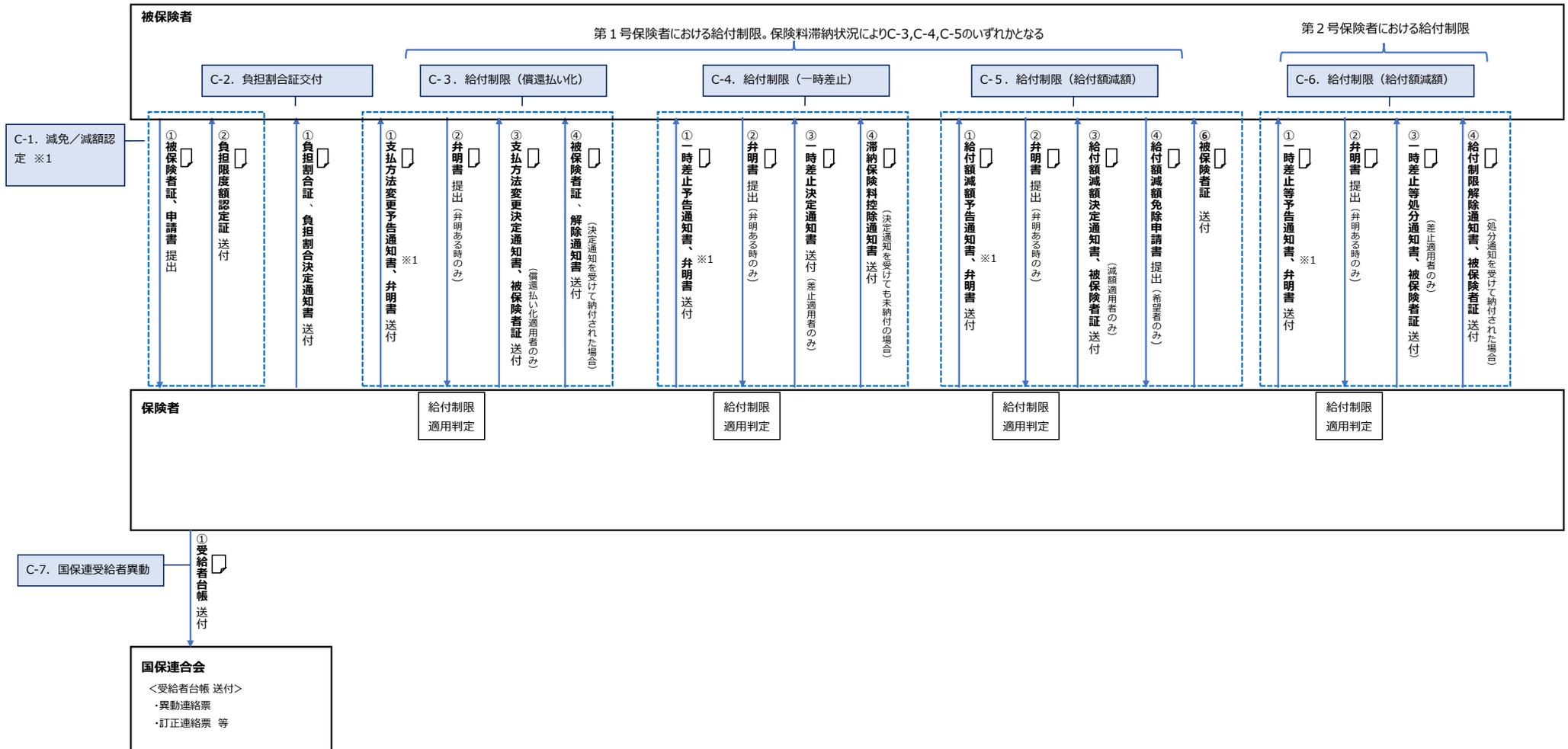


B.要介護・要支援認定管理



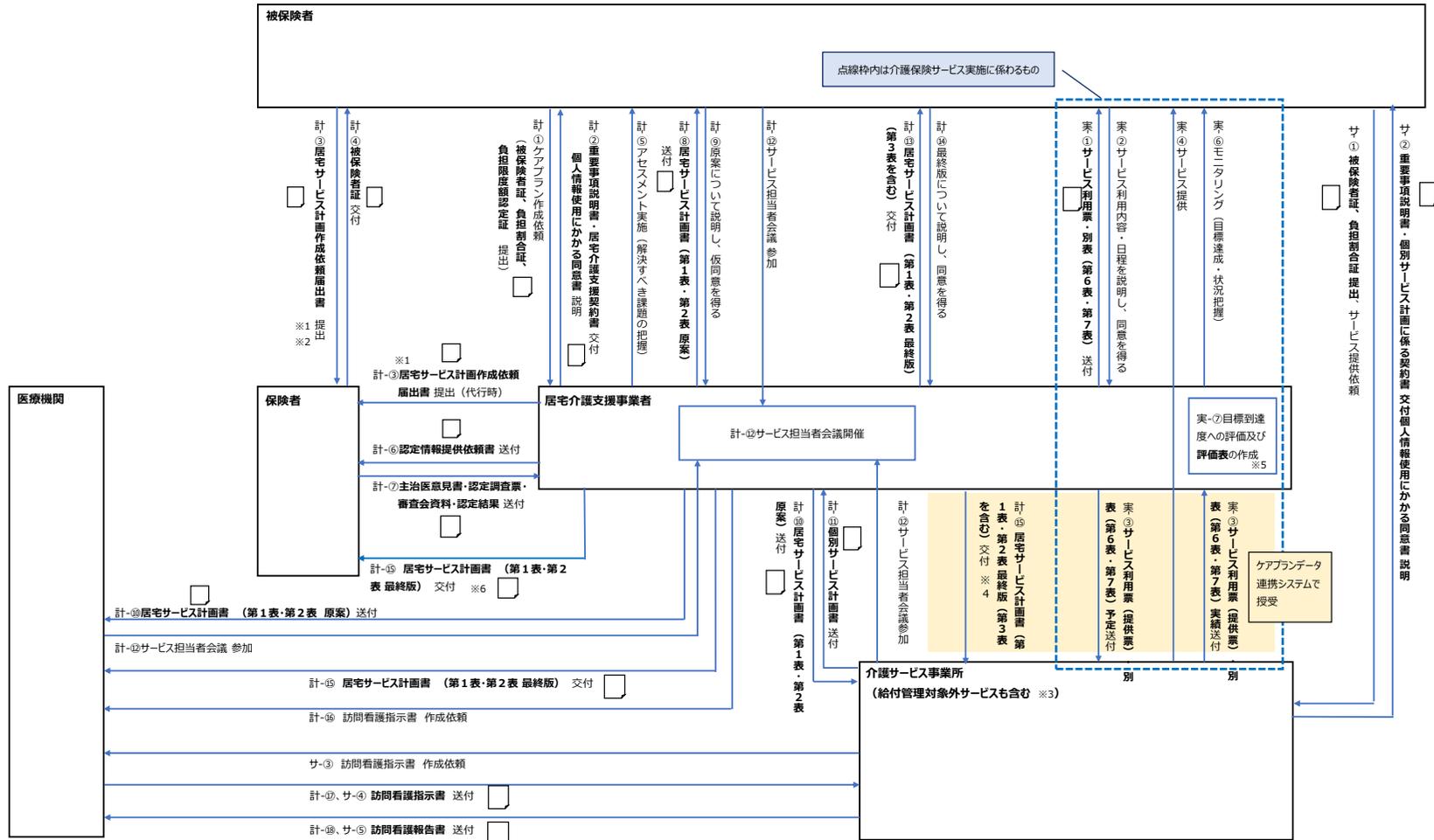
- ※1 一定のケアマネ、施設、地域包括支援センター等で代行可。
- ※2 第2号被験者の場合は、被保険者証は介護保険のものではなく、医療保険のものとなる。
- ※3 転入の際は、受給資格証明書 からの提出となる。
- ※4 作成依頼書、主治医意見書、請求書の送付を伴う。

C. 受給者管理



※1 負担限度額、特定負担限度額、社会福祉法人、旧措置者、利用者負担、訪問介護、離島等地域における特別地域加算及び中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減となる。
また、被保険者（申請書等）は、負担限度額及び社会福祉法人の場合、預貯金等の資産要件に関する情報も提出する。

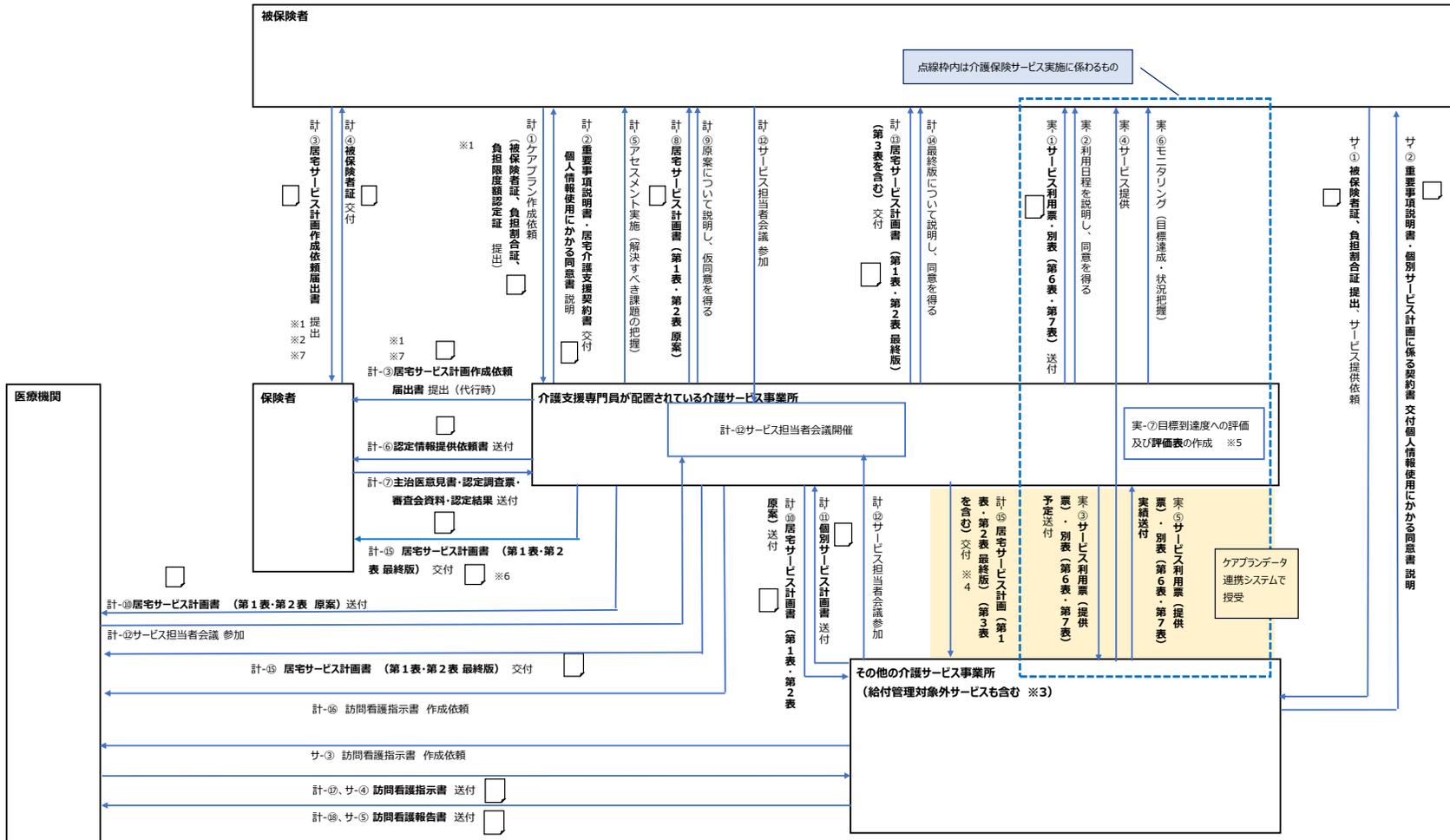
D-a.介護保険サービス計画・実施（居宅・居宅介護）



- ※1 ケアマネジメント機能を内在している、一部サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）では届出不要。
- ※2 利用者が自ら計画作成する場合は、市町村に自ら提出。
- ※3 居宅療養管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業者から介護サービス事業者に対するやりとりが、医療機関に対しても同様発生する。
- ※4 第3表（週間サービス計画表）は、ケアプランデータ連携システム上ではPDFでやり取りしている。
- ※5 解決すべき課題が変化した、被保険者の要介護更新設定や要介護状態区分の変更を受けた場合等について、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
- ※6 居宅サービス計画書に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあつては、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出なければならない。

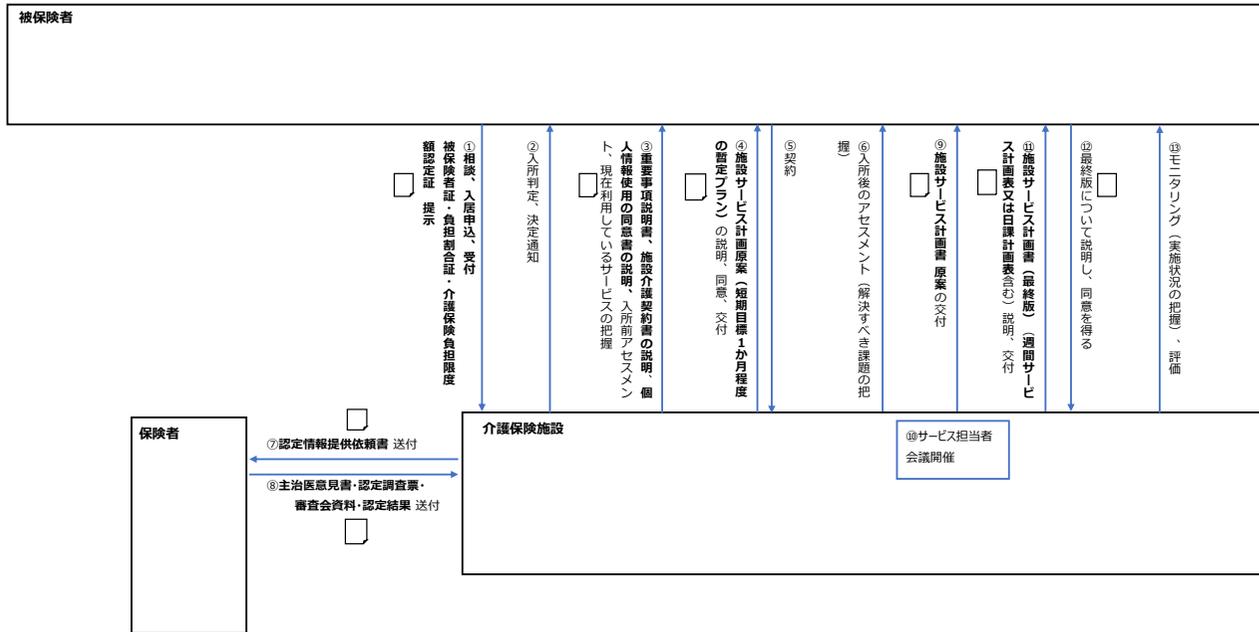
D-b.介護保険サービス計画・実施（小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある居宅サービス）

（看護）小規模多機能型居宅介護については、本サービスを利用する前に、居宅介護支援でこれらサービスを利用する場合の居宅介護支援側のフローがあるが、D-aで記載している。）

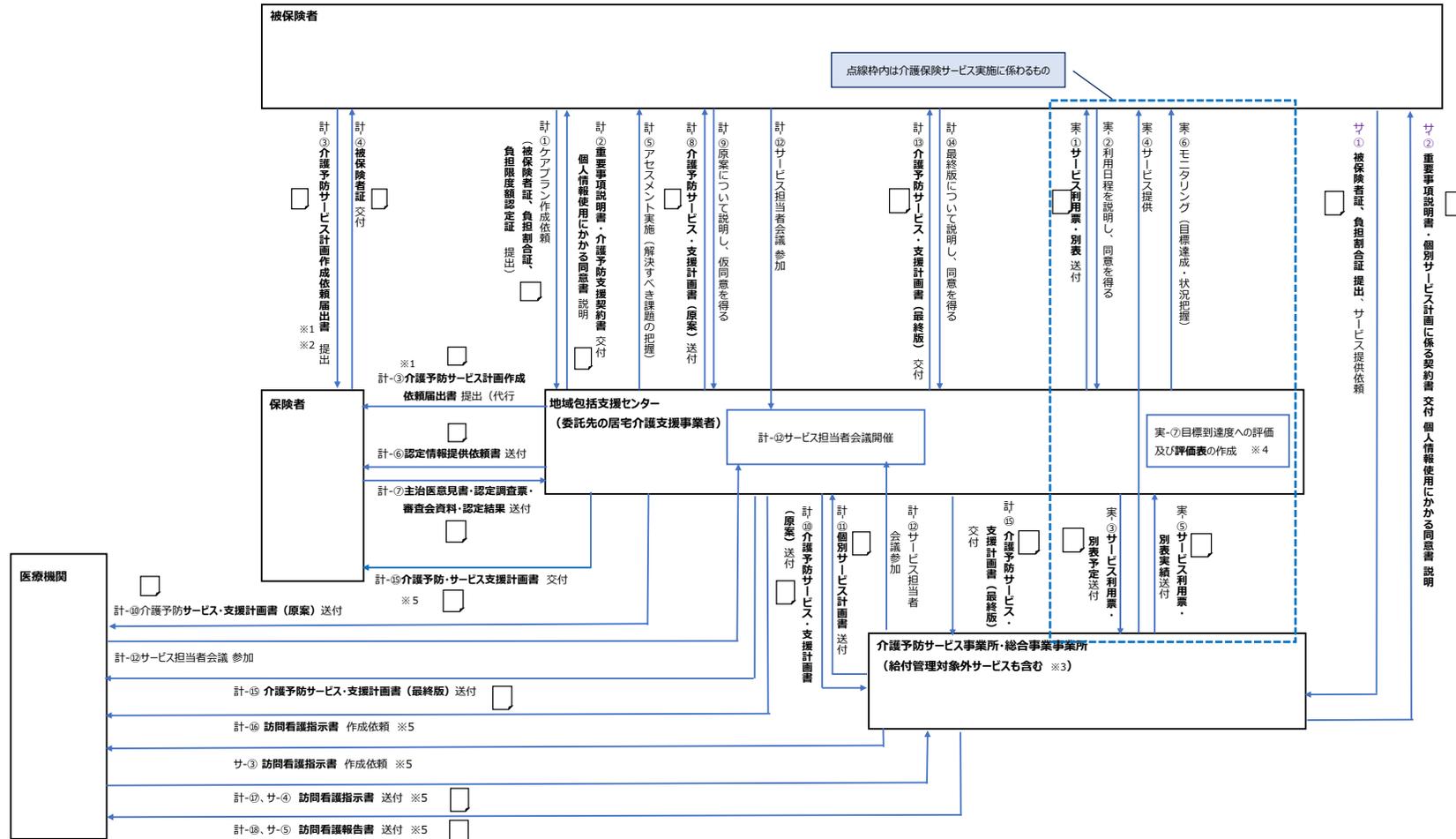


- ※1 ケアマネジメント機能を内在している、一部サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）では届出不要。
- ※2 利用者が自ら計画作成する場合は、市町村に自ら提出。
- ※3 居宅療養管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業所から介護サービス事業所に対するやりとりが、医療機関に対しても同様に発生する。
- ※4 第3表（週間サービス計画表）は、ケアプランデータ連携システム上ではPDFでやり取りしている。
- ※5 解決すべき課題が変化した、被保険者の要介護更新設定や要介護状態区分の変更を受けた場合等について、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
- ※6 居宅サービス計画書に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあっては、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出なければならない。
- ※7 小規模多機能型居宅介護支援のみ居宅サービス計画作成依頼がある。

D-c.介護保険サービス計画・実施（施設）

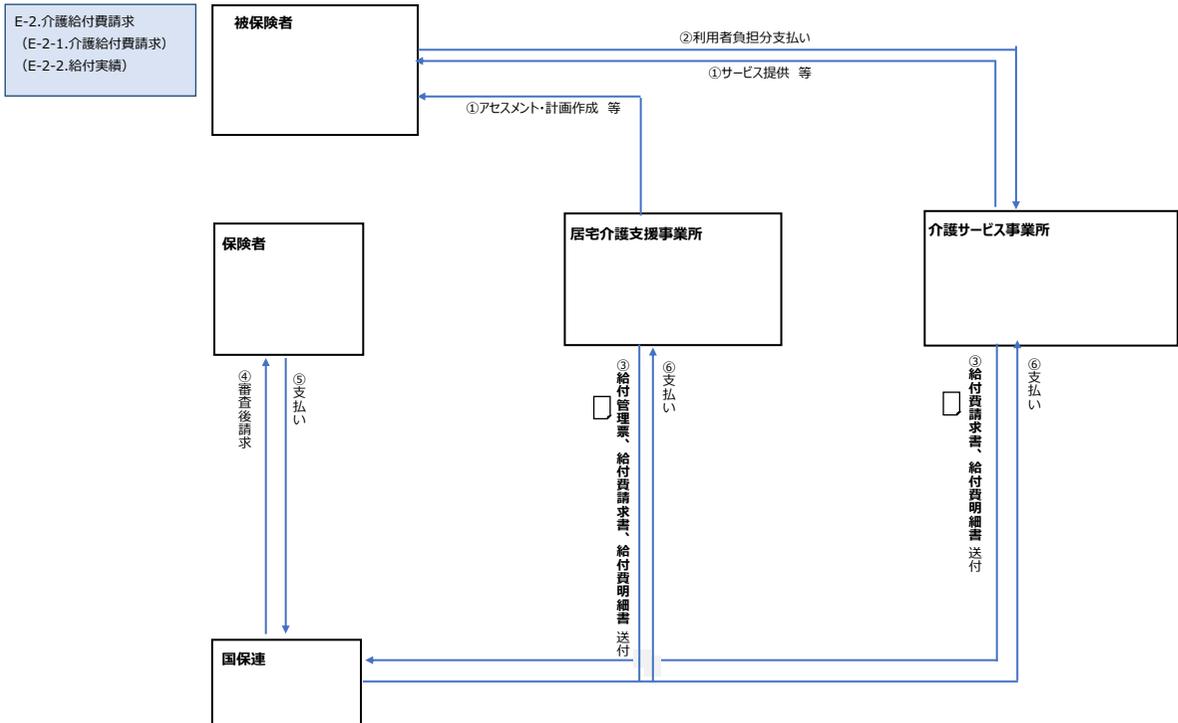


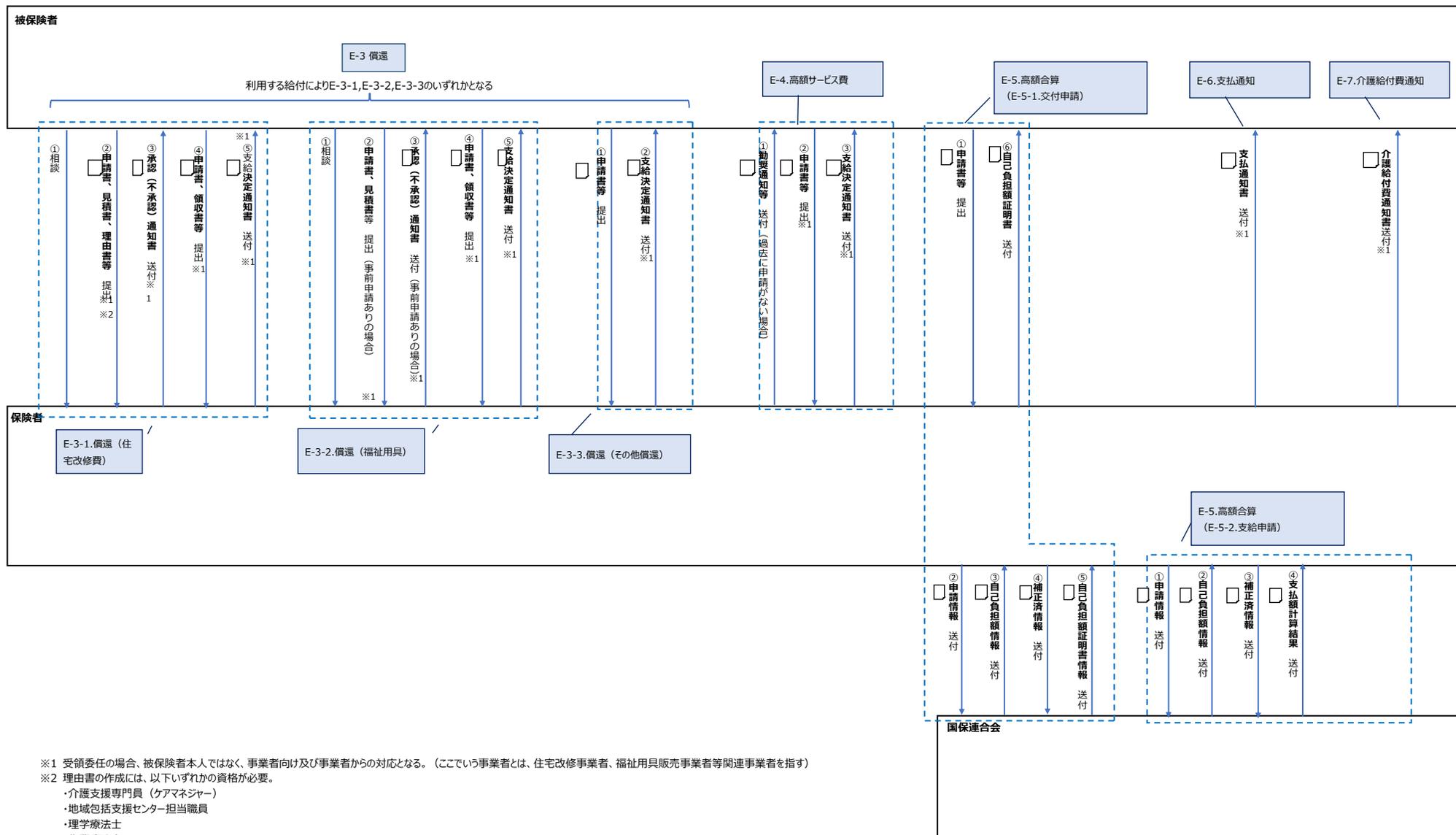
D-d.介護保険サービス計画・実施（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）



- ※1 市町村から委託を受けた法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、その他市町村が適当と認める法人）は、地域包括支援センターに代わり作成した各種書類について、地域包括支援センターに提出の上、確認を受ける必要がある。
- ※2 利用者が自ら計画作成する場合は、市町村に自ら提出。
- ※3 居宅療養管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業所から介護予防サービス事業所に対するやりとりが、医療機関に対しても同様に発生する。
- ※4 解決すべき課題が変化した、被保険者の要介護更新設定や要介護状態区分の変更の認定を受けた場合等について、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
- ※5 総合事業については、該当無し

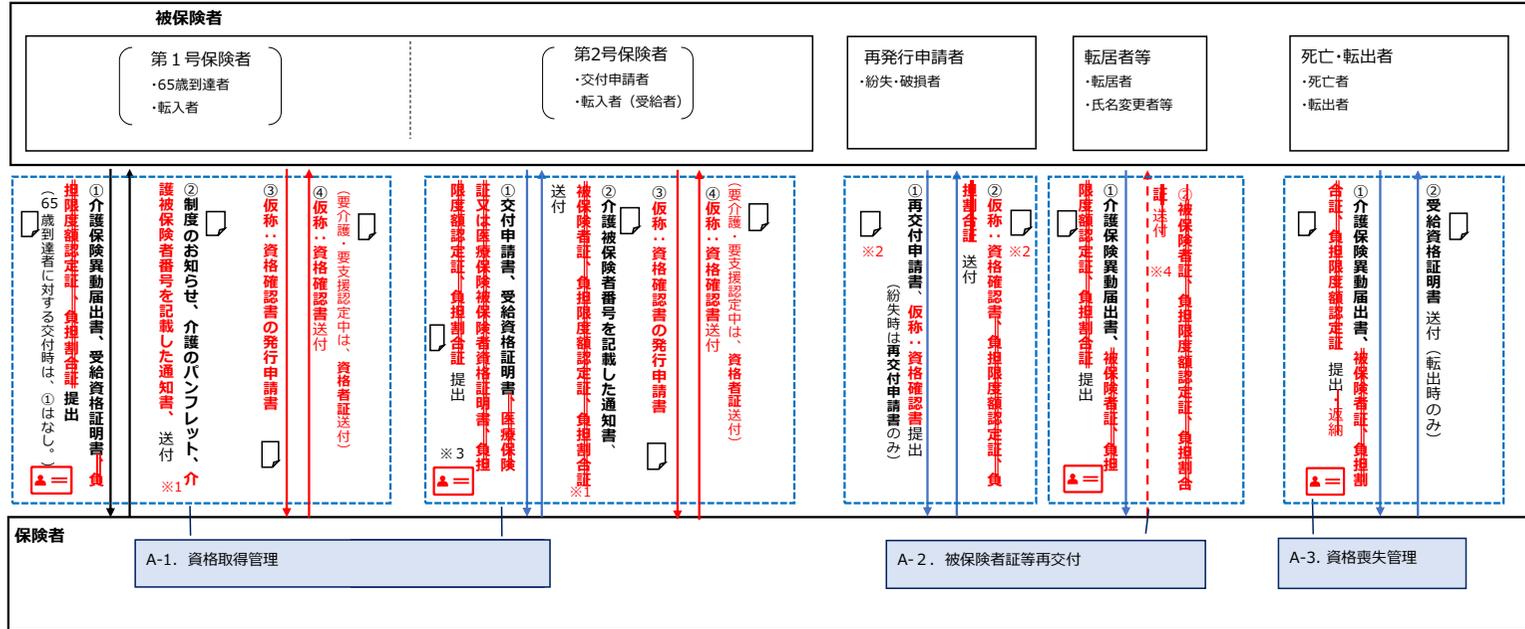
E. 給付管理（保険者）





別紙04 ToBe業務におけるデータフロー

A. 資格得喪 (To Be)

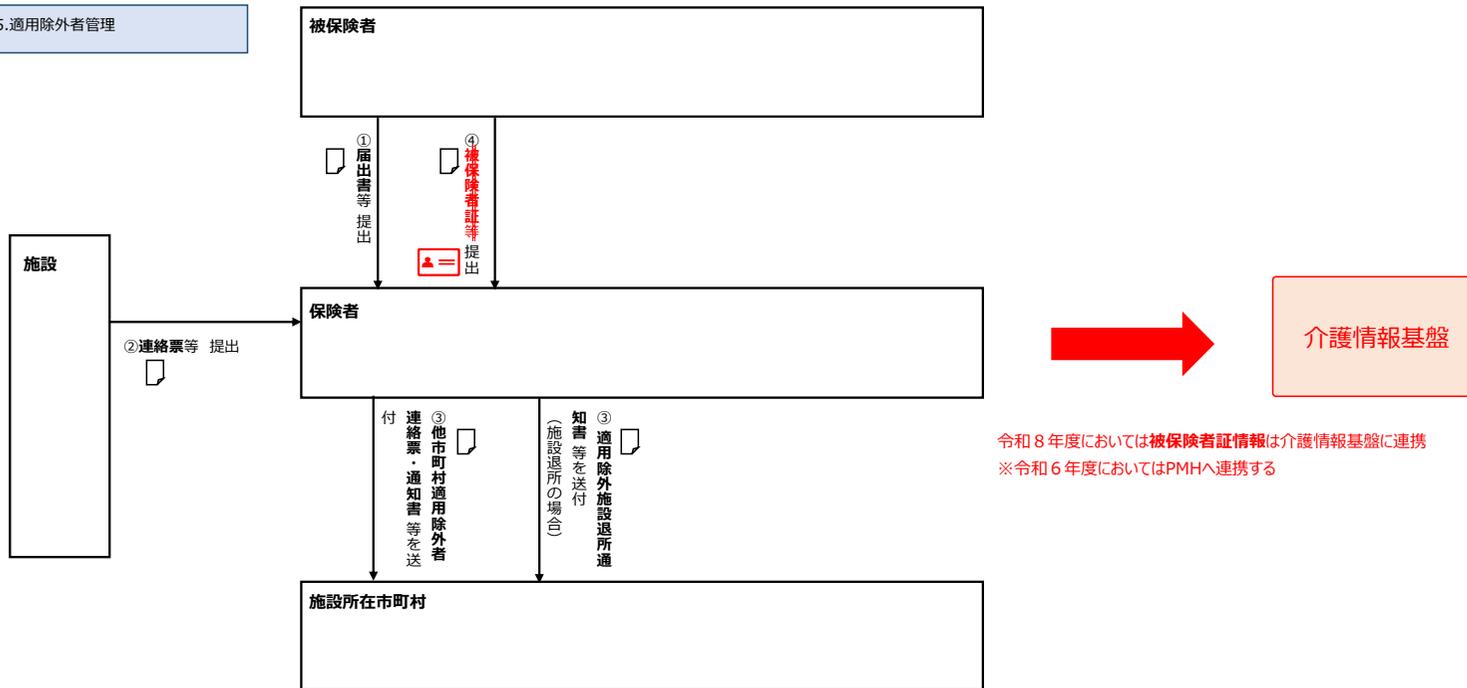


令和8年度においては被保険者証情報は介護情報基盤に連携 ※令和6年度においてはPMHへ連携する。

介護情報基盤

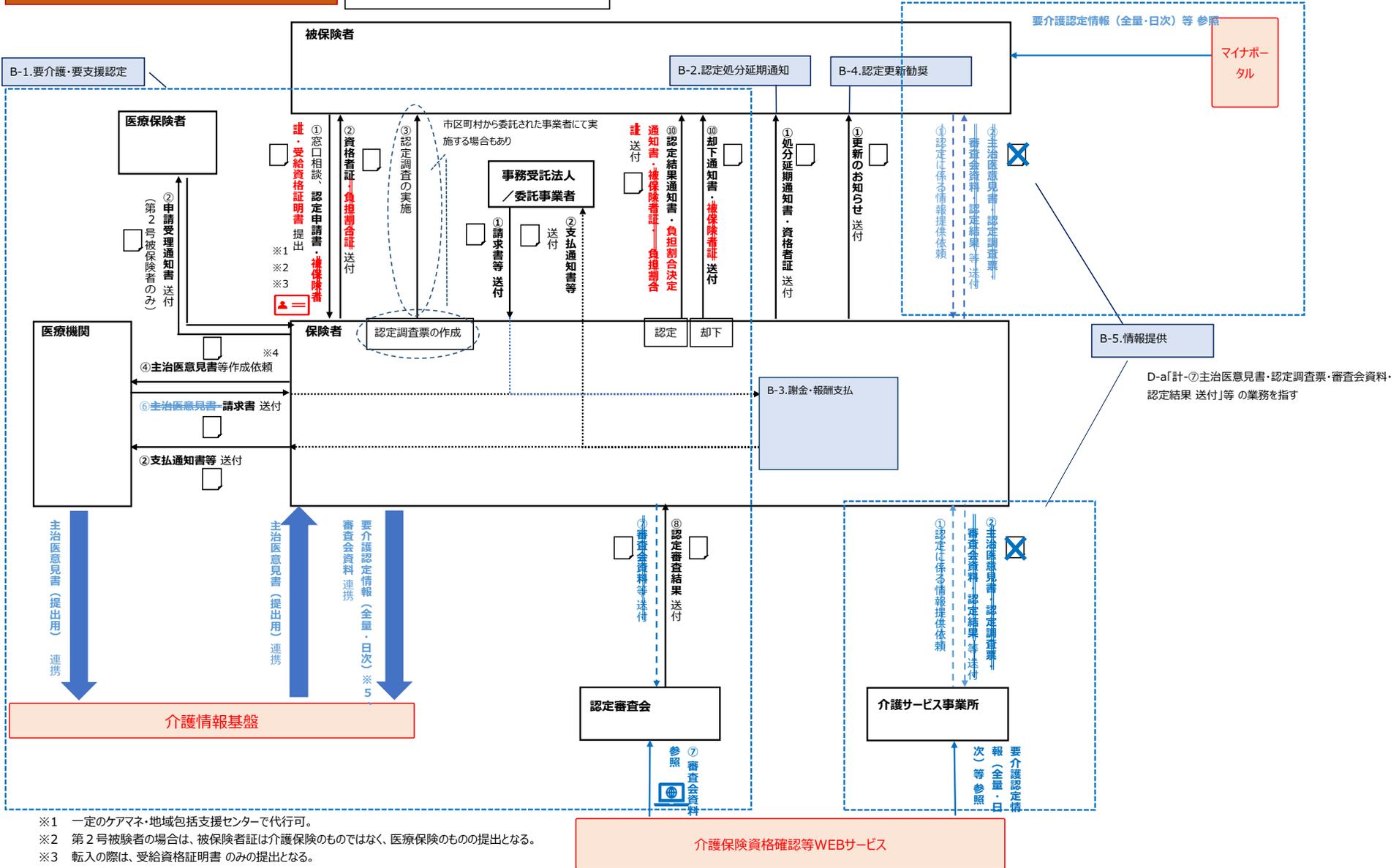
- ※1 介護被保険者証としてマイナンバーカードを利用しない場合の申請書を同封
- ※2 仮称：資格確認書の発行申請書を申請、利用している場合のみ
- ※3 第2号被保険者の場合、大半は「B-1.要介護・要支援認定」から開始するため、交付申請書の提出は稀である。
- ※4 介護保険異動届出書提出時に、仮称：資格確認書の発行を希望するか否かを確認 (介護保険異動届出書に欄追加し確認) する運用を想定

A-5.適用除外者管理



B.要介護・要支援認定管理(To Be)

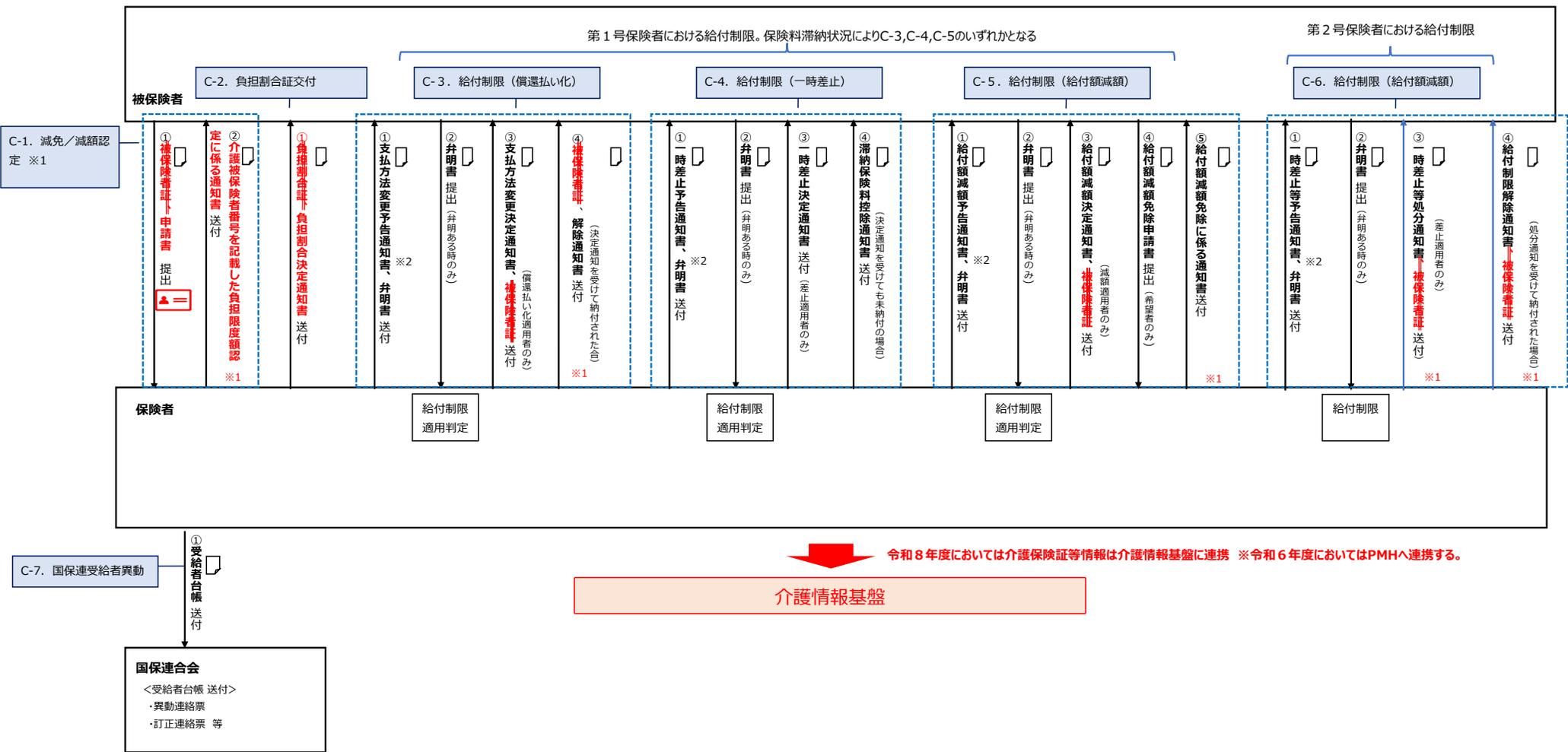
「A:資格得喪」の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかった利用者に関するフローを示す。



- ※1 一定のケアマネ・地域包括支援センターで代行可。
- ※2 第2号被験者の場合は、被保険者証は介護保険のものではなく、医療保険のものとなる。
- ※3 転入の際は、受給資格証明書 みの提出となる。
- ※4 作成依頼書、主治医意見書、請求書の送付を伴う。
- ※5 要介護認定情報（全量・日次）には、主治医意見書、概況調査・基本調査、特記事項、進捗情報等情含む

C. 受給者管理 (To Be)

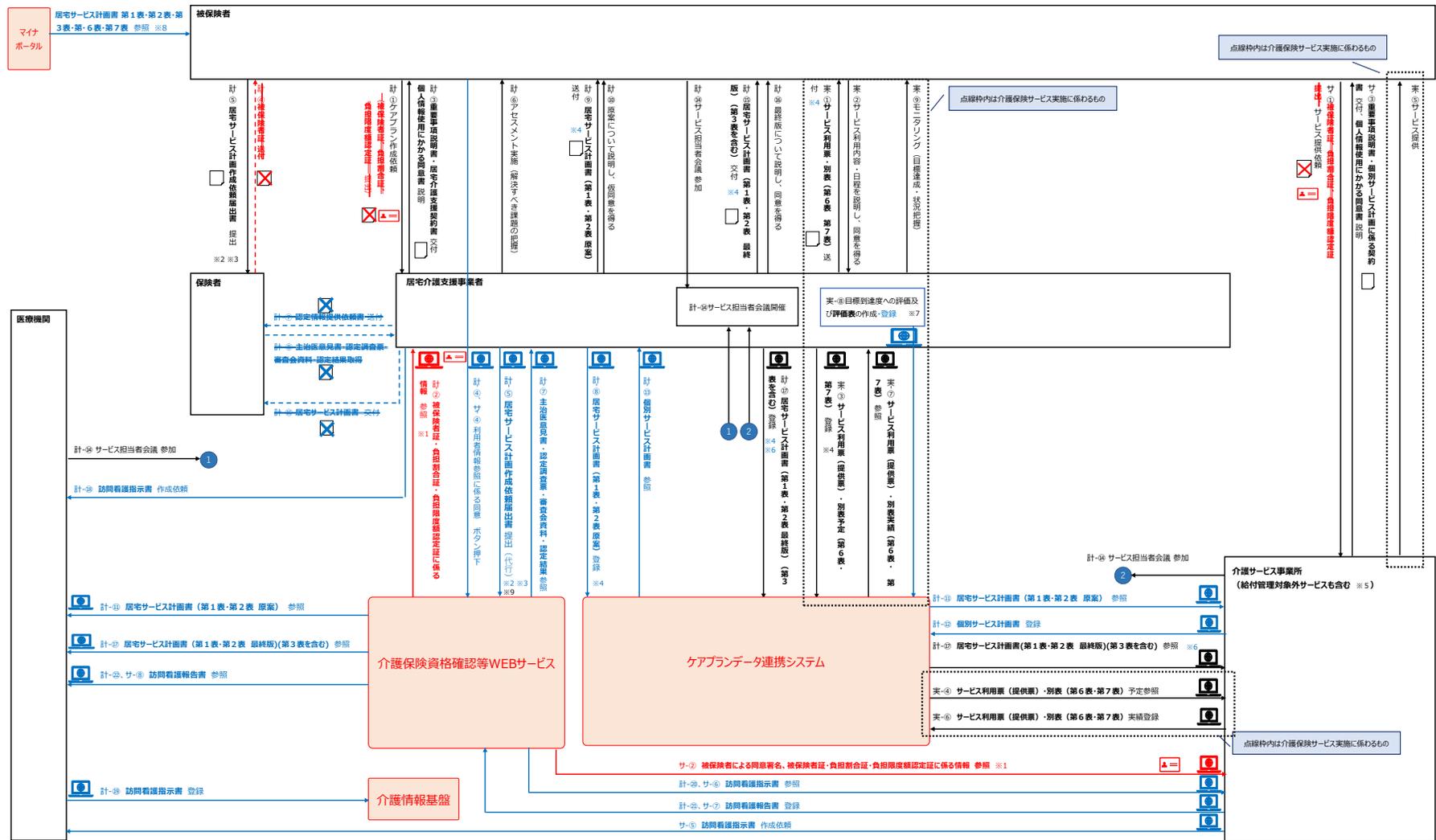
「A:資格得喪」の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかった利用者に関するフローを示す。



※1 介護被保険者証としてマイナンバーカードを利用したくない場合の申請書を同封
 ※2 負担限度額、特定負担限度額、社会福祉法人、旧措置者、利用者負担、訪問介護、離島等地域における特別地域加算及び中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減となる。
 また、被保険者（申請書等）は、負担限度額及び社会福祉法人の場合、預貯金等の資産要件に関する情報も提出する。

D-a.介護保険サービス計画・実施（居宅・居宅介護）（To Be）

「A.資格得喪」の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかった利用者に関するフローを示す。



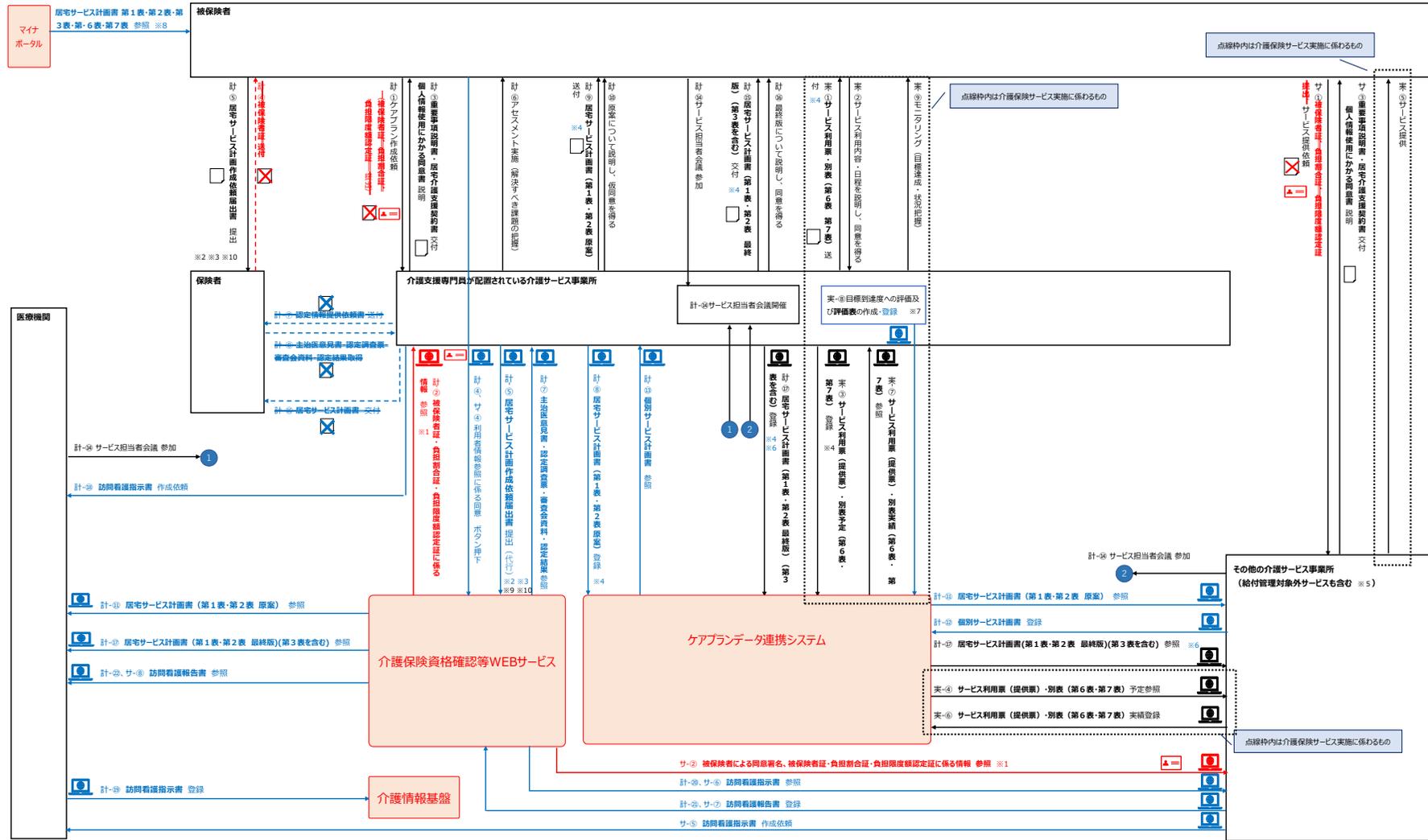
※1 計②、サ②で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で、個人情報利用及び介護情報閲覧に係る同意の署名をもらうことで、被保険者情報等の閲覧を可能とする想定。
 ※2 ケアマネジメント機能内蔵している。一部サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）では届出不要。
 ※3 利用者が自ら計画作成する場合は、市町村に自ら提出。
 ※4 被保険者による同意時、居宅介護支援事業者により、居宅サービス計画等が事前ケアプランデータ連携システムに登録されれば、被保険者はマイナポータルを経由して参照可能。ただし、計画書の内容に関して同意を取るための手段・方法は事業所の運用に委ねる。
 ※5 居宅介護支援管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業所から介護サービス事業所に対するやりとりが、医療機関に対しても同様に発生する。
 ※6 第3表は、ToBeではPDF連携ではなく、データでの連携となる。
 ※7 解決すべき課題が変化した。被保険者の要介護更新設定や要介護状態区分の変更の認定を受けた場合等について、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
 ※8 計④で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で個人情報利用及び介護情報閲覧に係る同意の署名があれば、閲覧可能
 ※9 居宅サービス計画書に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合においては、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出なければならない。

【凡例】
 → 従来のフロー
 → 証以外の情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー
 → 証情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー

D-b.介護保険サービス計画・実施（小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある居宅サービス）（To Be）

「A:資格要件」の業務において、被保険者等の紙発行を希望しなかつた利用者に関するフローを示す。

（看護）小規模多機能型居宅介護支援については、本サービスを利用する前に、居宅介護支援でこれらサービスを利用する場合の居宅介護支援側のフローがあるが、D-aで記載している。）

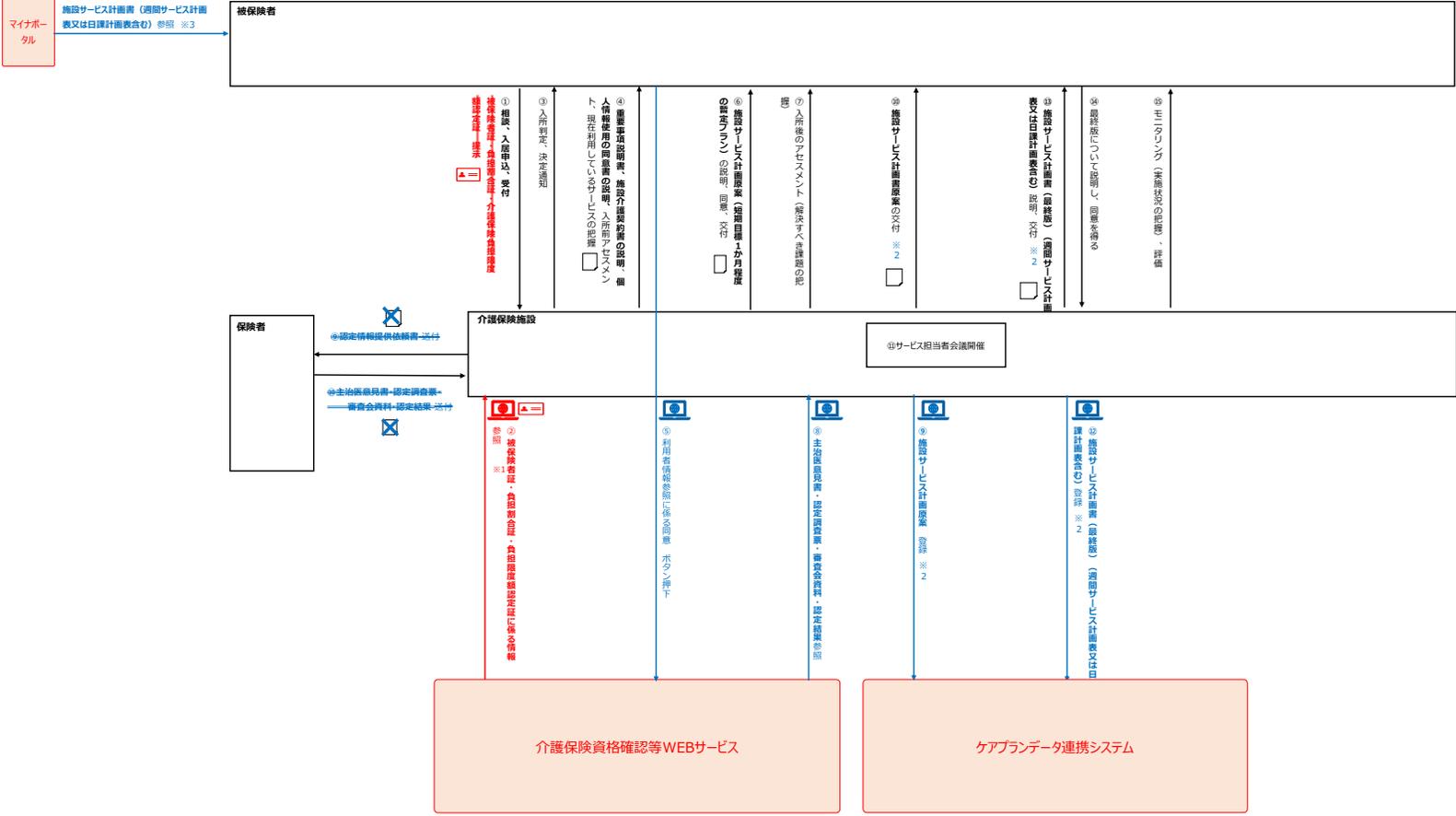


※1 計-②、サ-②で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で、個人情報利用及び介護情報閲覧に係る同意の署名をしてもうことで、被保険者情報等の閲覧を可能とする想定。
 ※2 ケアマネジメント機能を内蔵している。一部サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）では届出不要。
 ※3 利用者が自ら計画作成する場合は、市町村に自ら提出。
 ※4 被保険者による同意時、居宅介護支援事業者により、居宅サービス計画等が事前にケアプランデータ連携システムに登録されている。被保険者はマイナポータルを経由して参照可能。ただし、計画書の内容に関して同意を取るための手段・方法は事業所の運用に委ねる。
 ※5 居宅介護管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業所から介護サービス事業所に対するやりとりが、医療機関に対しても同様発生する。
 ※6 第3表は、ToBeではPDF連携ではなく、データでの連携となる。
 ※7 解決すべき課題が変化した。被保険者の要介護更新設定や要介護状態区分の変更の認定を受けられた場合等について、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
 ※8 計-④で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で個人情報利用及び介護情報閲覧に係る同意の署名があれば、閲覧可能。
 ※9 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合においては、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出なければならない。
 ※10 小規模多機能型居宅介護支援のみ居宅サービス計画作成依頼がある。

【凡例】
 → 従来のフロー
 → 証以外の情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー
 → 証情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー

D-c.介護保険サービス計画・実施（施設）（To Be）

「A」資格取得」の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかった利用者に関するフローを示す。



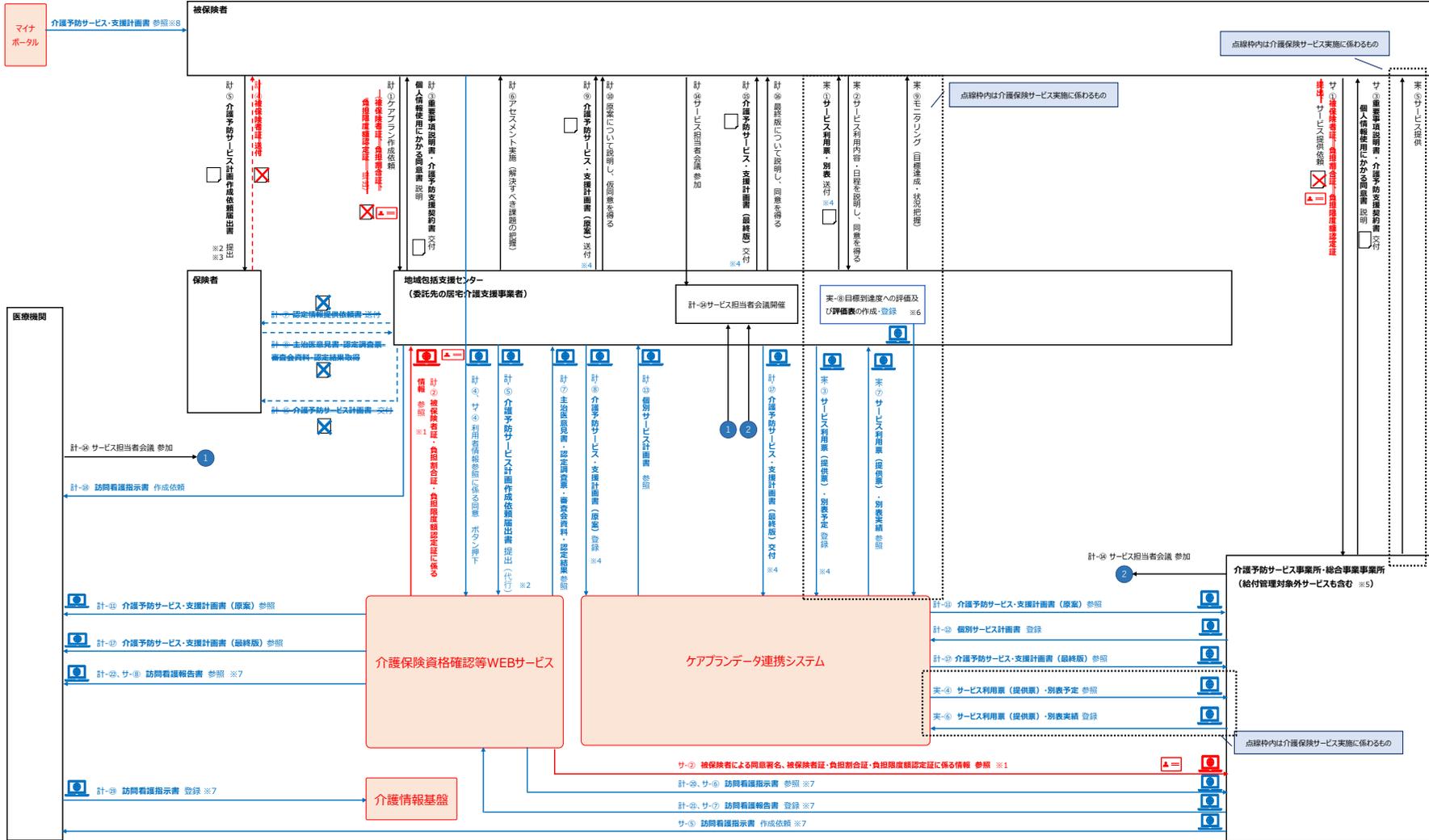
※1 ②で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で、個人情報利用及び介護情報閲覧に係る同意の署名をもらうことで、被保険者情報の閲覧を可能とする想定。
 ※2 被保険者による同意時、介護保険施設により、施設サービス計画（原案）等がケアプランデータ連携システムへ事前に登録されている場合は、被保険者はマイナポータルを経由して参照可能。ただし、計画書の内容に同意するための手段・方法は事業所の運用に委ねる。なお、同意を得る前に登録しない場合でも、同意後には、他機関が参照できるよう、介護保険施設によるケアプランデータ連携システムへの登録が必要。
 ※3 ⑤で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で個人情報利用及び介護情報閲覧に係る同意の署名があれば、閲覧可能。

【凡例】

- 従来のフロー
- 証以外の情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー
- 証情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー

D-d.介護保険サービス計画・実施（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）（To Be）

「A.資格得喪」の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかった利用者に関するフローを示す。

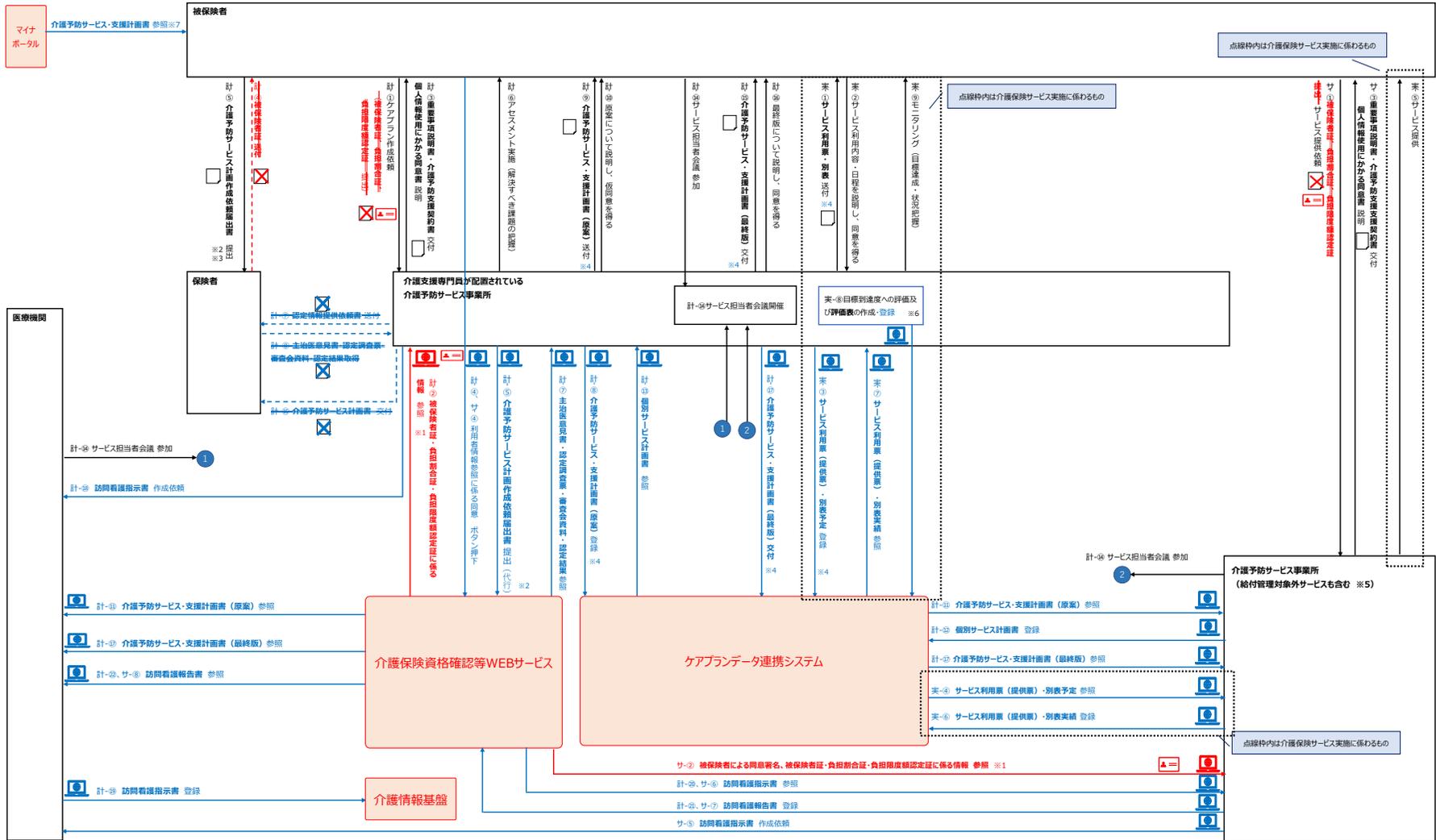


※1 計-②、サ-②で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で、個人情報利用及び介護情報開覧に係る同意の署名をもらうことで、被保険者情報等の開覧を可能とする想定。
 ※2 市町村から委託を受けた法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、その他市町村が適当と認める法人）は、地域包括支援センターに代わり作成した各種書類について、地域包括支援センターに提出の上、確認を受ける必要がある。
 ※3 利用者が自ら計画を作成する場合は、市町村に自ら提出。
 ※4 被保険者による同意時、居宅介護支援事業者により、介護予防サービス計画等が事前にケアプランデータ連携システムに登録されているが、被保険者はマイナポータルを経由して参照可能。ただし、計画書の内容に関して同意を取るための手段・方法は事業者の運用に委ねる。
 ※5 居宅療養管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業者から介護予防サービス事業所に対するやりとりが、医療機関に対しても同様が発生する。
 ※6 解決すべき課題が変化し、被保険者の要介護更新設定や介護状態区分の変更の認定を受けた場合等について、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
 ※7 総合事業については、該当無し。
 ※8 計-④で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で個人情報利用及び介護情報開覧に係る同意の署名があれば、開覧可能

【凡例】
 → 従来のフロー
 → 証以外の情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー
 → 証情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー

D-e.介護保険サービス計画・実施（小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある介護予防サービス）（To Be）

「A」資格得喪上の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかつた利用者に関するフローを示す。



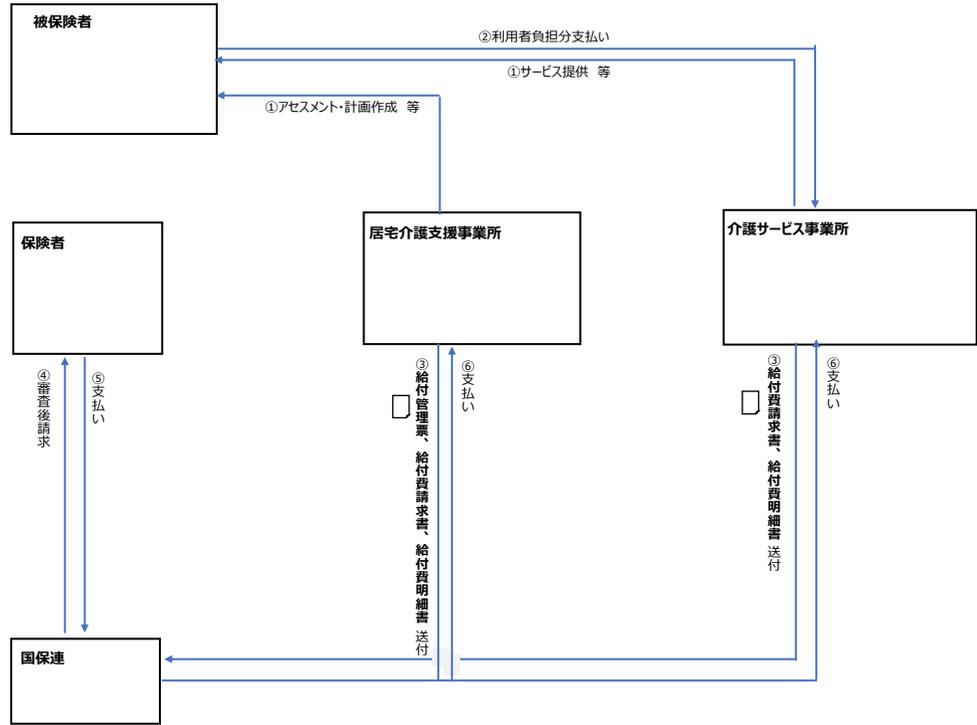
※1 計-②、サ-②で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で、個人情報利用及び介護情報開示に係る同意の署名をもらうことで、被保険者情報等の開示を可能とする想定。
 ※2 市町村から委託を受けた法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、その他市町村が適当と認める法人）は、地域包括支援センターに代わり作成した各種書類について、地域包括支援センターに提出の上、確認を受ける必要がある。
 ※3 利用者が自ら計画を作成する場合は、市町村に自ら提出。
 ※4 被保険者による同意時、居宅介護支援事業者により、介護予防サービス計画等が事前にケアプランデータ連携システムに登録されている場合は、被保険者はマイナポータルを経由して参照可能。ただし、計画書の内容に関して同意を取るための手段・方法は事業所の運用に委ねる。
 ※5 居宅療養管理指導サービスの場合は、居宅介護支援事業者から介護予防サービス事業所に対するやりとりが、医療機関に対しても同様が発生する。
 ※6 解決すべき課題が変化した、被保険者の要介護状態区分の変更を受けた場合等において、再アセスメントを行い、計画の見直しを実施する。
 ※7 計-④で、被保険者により、介護保険資格確認等WEBサービス上で個人情報利用及び介護情報開示に係る同意の署名があれば、閲覧可能

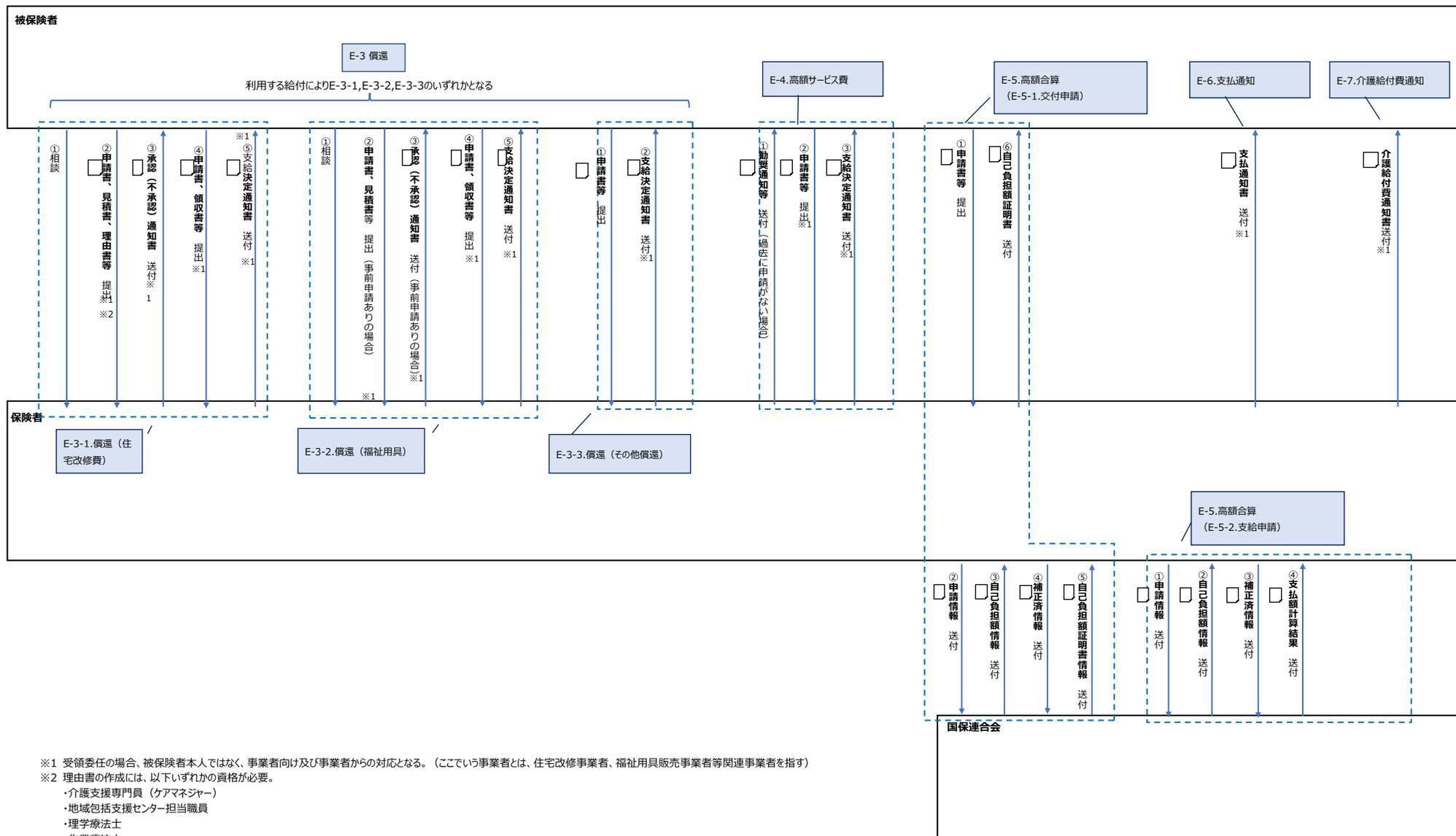
【凡例】
 → 従来のフロー
 → 証以外の情報の電子化に伴い従来から変更となるフロー
 → 証明書の電子化に伴い従来から変更となるフロー

E. 給付管理（保険者）（To Be）

「A: 資格得喪」の業務において、被保険者証等の紙発行を希望しなかった利用者に関するフローを示す。

E-2. 介護給付費請求
(E-2-1. 介護給付費請求
(E-2-2. 給付実績)





※1 受領委任の場合、被保険者本人ではなく、事業者向け及び事業者からの対応となる。(ここでいう事業者とは、住宅改修事業者、福祉用具販売事業者等関連事業者を指す)

※2 理由書の作成には、以下いずれかの資格が必要。

- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)
- ・地域包括支援センター担当職員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター 2級以上取得者

